

山梨県教育振興基本計画

令和6年度～令和10年度

令和6年3月

山梨県教育委員会

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の性格	2
4 計画の期間	2

第2章 教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性

1 未来への可能性	3
2 人口減少と高齢化の進展	4
3 グローバル化の進展	5
4 デジタルによる社会の変革	6
5 互いを尊重し、自分らしく活躍できる共生社会	7
6 家庭環境や地域社会の状況	9
7 子供の健康と安全・安心の確保	10
8 教員の多忙化	11
9 教員の資質向上	12

第3章 山梨県教育のこれまでの取り組み

1 「生きる力」を育む質の高い教育の実現	13
2 人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開	18
3 だれもが安心して学べる教育環境の整備	20

第4章 山梨県教育の目指す方向性

1 基本理念	23
2 基本目標	25
3 施策体系	26

第5章 施策の具体的方向性

◆基本目標Ⅰ 未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進	27
基本方針1 子供主体の授業への教育観の転換	27
基本方針2 成長の基盤となる資質・能力の育成	29
基本方針3 ふるさとに誇りを持ち、 地域や世界で活躍する人材の育成	41
◆基本目標Ⅱ 誰もが可能性を伸ばせる教育の推進	50
基本方針1 きめ細かな質の高い少人数教育の推進	50
基本方針2 多様な教育ニーズへの対応	51
基本方針3 人生100年時代を見据えた生涯学習の充実	57
基本方針4 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による 地域教育力向上	63
基本方針5 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	65
◆基本目標Ⅲ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進	67
基本方針1 教育DXの推進とデジタル社会を担う人材の育成	67
◆基本目標Ⅳ 学校を取り巻く教育環境の整備	71
基本方針1 子供と向き合う時間の確保に向けた取り組みの推進	71
基本方針2 質の高い教育のための環境整備	76

第6章 計画の進行管理

1 進捗状況の点検及び計画の見直し	79
2 目標となる指標一覧	79

資料

1 有識者会議の開催状況	84
2 有識者会議委員名簿	85

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

- 本県では、2006（平成18）年に改正された教育基本法に基づき、2009（平成21）年に「やまなしの教育振興プラン」、2014（平成26）年に「新やまなしの教育振興プラン」、2019（令和元）年に「山梨県教育振興基本計画」（以下「前計画」という）をそれぞれ策定し、本県の実情を踏まえた教育施策を着実に実施し前進し続けてきました。
- 前計画が終期を迎えようとしている今、これからの社会を見通すと、生成AIやビッグデータ・IoTといった先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代の到来が目前にせまり、社会の在り方そのものが劇的に変わろうとしています。さらに、人口減少と高齢化の進展をはじめ、気候変動などの地球環境問題、グローバル化の進展等、社会情勢はめまぐるしく変動しています。また、家庭環境や地域社会の変化、子供が抱える困難が複雑化・多様化するといった教育に関わる変化も大きくなっています。
- このように先行きが不透明で将来の予測が困難な時代において未来を活力あふれるものにするためには、持続可能で多様性と包摂性のある社会を築き維持・発展させる必要があります。そのためには、本県の強みである学校や地域でのつながりや利他性、自己有用感など、調和と協調に基づいた一人一人の「ウェルビーイング」¹の向上を教育を通じて図っていくことが重要となります。また、一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、主体的に学び、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く人材の育成が求められます。
- このため、社会の変化を的確に見据えながら、新しい時代にふさわしい教育行政のあり方や施策の基本的方向を明確にし、本県教育の一層の振興を図ることが必要です。教育は全ての人に機会が保障されており、誰もがその恩恵を享受できるものです。どのような境遇や経済状況でも、山梨にあっては誰もが夢や希望の実現に邁進できるよう、これまでの計画と連続性を持たせつつ歩みをさらに前進し加速させていくため、新たな「山梨県教育振興基本計画」を策定しました。

¹ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含み、また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

2 計画の位置付け

- この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本県教育振興の基本計画であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき定められた本県教育大綱との整合を図り策定するものです。

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年5月17日法律第29号）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

3 計画の性格

- この計画は、山梨県総合計画の部門別計画であり、教育の基本理念をはじめ、今後の本県の目指すべき教育の姿を明らかにしています。
- この計画は、市町村や教育団体に対しては県と一体となった施策の推進を、県民に対しては本県教育の理念や進むべき基本的な方向をそれぞれ明らかにすることにより、その理解と協力、参画を求めるものです。

4 計画の期間

- この計画の対象とする期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

第2章 教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性

1 未来への可能性

- 山梨県は世界遺産の富士山をはじめ、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父の山々など国内屈指の名峰に囲まれ、山々に降る雨雪は長い時を経て名水となり我々に豊かな恵みを与えてくれています。多様な自然エネルギーや先人たちが築いた特色ある地場産業や高度なものづくり産業等、世界に誇るべき環境の中、健康に生活できる期間を表す健康寿命は、全国トップクラスにあります。このような山梨の魅力が広まり、2021（令和3）年には、転入超過に転じ、転入者数の対前年増加率は全国トップとなりました。さらに、中部横断自動車道の全線開通、リニア中央新幹線の開業により、県内外との交流が一層活発になることが予想されます。多彩な人材が社会に参画することで、多様な価値観に触れる機会がさらに増えることが期待されます。
- 本県の児童生徒は、2023（令和5）年度の全国学力・学習状況調査（小6・中3対象）における質問紙調査において、「自分にはよいところがあると思いますか」に対し、肯定的な回答をした割合は、児童が85.0%（全国83.5%）、生徒が82.6%（全国80.0%）、「授業中、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいますか」に対し、肯定的な回答をした割合は、児童が80.0%（全国78.8%）、生徒が83.4%（全国79.2%）となっており、全国平均より高くなっています。これらの結果から、自己有用感が高く、主体的に学ぶ本県の子供たちの姿が見えてきます。山梨の子供が持つ資質をさらに伸ばしていくことが期待されます。
- 本県では、誰一人取り残されることなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育の実現に向けて、全国に先駆けて2021（令和3）年度から25人学級を小学校第1学年に導入しました。2022（令和4）年度から第2学年に、2023（令和5）年度からは第3学年にまで順次拡大しています。子供は山梨の宝です。教育の力で個性や能力を最大限に開花させることにより、将来、地域の課題解決に主体的に取り組む人材や、世界にも貢献する未来の担い手となる人材を育て、活力あるふるさと山梨の実現につなげていくことが期待されます。
- ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいいます。これは、教育基本法第1条において教育の目的として規定されている、「人格の完成」や「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と源流を同じくする「不易」のものであります。子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がり、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していく姿の実現が期待されます。

今後の教育に求められる方向性

- 教育における「今」の積み重ねが、「未来」の可能性を創っていきます。教育こそ社会をけん引する駆動力です。現代の社会は、人生100年を歩む上で、物質的豊かさが一定程度達成され、生活の質や心の豊かさを重視する傾向が高まり、成熟した社会となりました。ふるさと山梨には、豊かな自然と、人と人とのつながりがあります。このような恵まれた環境から得られる学びは、社会のデジタル化に対するリアルな体験、グローバル化に対する自身のアイデンティティの面からも、今後ますます重要になります。やまなしの恵まれた教育環境を生かし、次世代を担う子供たちの未来の可能性を広げていくことが求められます。

2 人口減少と高齢化の進展

- 日本の総人口は2008（平成20）年をピークに減少に転じて以来、本格的に減少局面を迎え、2050（令和32）年には生産年齢人口（15～64歳）は2023（令和5）年から約1,800万人減少するほか、世界に先行して急速に高齢化が進展し、65歳以上人口の割合は3人に1人より割合の高い37.1%と予想されています。また、本県の人口は2000（平成12）年の約89万人をピークに、減少に転じ、2023（令和5）年4月には、796,231人と80万人を割っています。
- 東京圏の人口は日本の総人口の約3割に相当し、依然として東京一極集中が進行しています。東京圏に隣接する本県は、就職を契機とした若年層の県外転出が多く、東京圏の大学等に進学した本県出身学生のUターン率も約3割となっています。
- 生産年齢人口の減少に伴い、2040（令和22）年には、東京を除く全国で1,100万人余りの労働力が不足するといわれ、本県においても7万人近い労働力不足が予想されています。また、日本の労働生産性は国際的に見て低い状況です。そのため多様な人材の社会参画や人工知能（AI）・ロボットなどの活用による生産性を高める取り組みが進められています。
- 人口減少と少子高齢化の進展により、経済の縮小や労働力の減少、社会保障費の増加や地域コミュニティの衰退など、社会生活における様々な場面に影響を与えることが予想されています。いかにして、社会を将来にわたって持続的に発展させていくかが今後の重要な課題となっています。

今後の教育に求められる方向性

- 人口減少と高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少から、今後さらに、人工知能（AI）やロボットの活用が見込まれます。そのため、貴重な労働力は社会機能の維持に不可欠な業務や、経済をけん引する生産性が高い業務に集約され、AIやロボットでは代替が困難な人間特有の能力である、新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が、今後一層求められると予想され、社会で必要とされる資質・能力が変容していくことが予想されます。2021（令和3）年の中央教育審議会答申において示された、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において指摘されている通り、「正解（知識）の暗記」「正解主義」への偏りから脱却し、知識や情報の編集・活用、アウトプットベースの教育へ比重の転換を図ることが求められます。
- 人口減少の一方で、長寿命化が進み、いわゆる人生100年時代を迎えています。これまでの「教育→仕事→老後」といった単線型の生き方から、多くのつながりを保ち続ける複線型の生き方への転換が一般的になると考えられています。人生の様々な場面で生じる個人的・社会的課題に対応した知識を深めたり、意欲に応じて学んだりすることは豊かな人生を送るためにより重要となります。社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめ、誰もが生涯のあらゆる場面で学びにアクセスでき、学ぶことで充実感を得られ、学びの成果を社会での活動で発揮できる生涯学習の体制整備が求められます。

3 グローバル化の進展

- 資本や労働力の国境を越えた移動や交流が活発となり、グローバル化が進展したことにより、文化、経済、社会活動が地球規模に拡大しており、日本と世界の結びつきも、より密接となっています。特に、経済活動のボーダレス化により、企業の海外進出、国境を越えた企業統合や海外からの直接投資が進んでいます。また地球規模の気候変動とこれに伴う災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症による暮らしや経済への影響、激変する国際情勢など、様々な変化や危機が複合的に発生しています。現代は、先を見通すことが難しい「VUCA」²の時代とも言われています。
- 日本を訪れる外国人は増加傾向にあり、2019（令和元）年には過去最多となる約3,200万人の外国人旅行者が日本を訪れ、本県においても、過去最多の約223万人となりました。新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、インバウンドに影響が生じましたが、2022（令和4）年10月に水際対策が大幅に緩和されたことを受け、2023（令和5）年1月には、感染拡大前の約6割の水準まで回復しました。また、機械電子を中心とした工業製品に加え、果実、県産のFSC認証材などを使った木製品、ジュエリーや織物が、アジア諸国を中心とした様々な国に輸出されるなど、広く県外や国外の需要を取り込んでいます。また、国内外でさらなるニーズの高まりが見込まれるヘルスケア関連産業やエネルギー関連産業といった成長産業への企業参入が進んでいます。
- 本県に住む外国人は、2015（平成27）年以降増加傾向にあります。2022（令和4）年には、対前年比16.4%増となる約2万人まで増加し、現在では人口の2%にまでなっています。今後も増加が見込まれており、産業や地域社会の重要な担い手となる外国人への期待が高まっています。

今後の教育に求められる方向性

- かつてない地球規模の未曾有の事態において、一人一人が国際的な連帯の下に、グローバルな視点で持続可能な社会の創造を目指した行動をとることが重要となります。2015（平成27）年の国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発のための行動計画が採択されました。そこでは、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能でよりよい世界を実現するための17の「持続可能な開発目標(SDGs)」と169のターゲットが示されています。2020（令和2）年から順次実施されている学習指導要領において、持続可能な社会の創り手の育成が位置付けられ、このことは、2023（令和5）年に金沢で開催されたG7教育大臣会合の共同宣言にも盛り込まれ、世界に広く発信されました。地球規模の課題を他人事ではなく自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を育むことが求められます。
- 社会や経済のグローバル化に伴い、様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成することが重要となります。そのためには、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国やふるさと山梨を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる文化・価値を尊重して関係を構築するためのコミュニケーション能力、主体性・積極性・包摂性、国際貢献の精神等を育むことが求められます。

² 変動性 (Volatility)、不確実性 (Uncertainty)、複雑性 (Complexity)、曖昧性 (Ambiguity) の頭文字をとった造語

4 デジタルによる社会の変革

- 新型コロナウイルス感染症は、人々の生命を危険にさらした一方で、ライフスタイルや価値観に変化をもたらし、学校にも学びの変容をもたらしました。感染拡大当初は ICT の活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなりましたが、子供たちの学びを保障するため、全国的に GIGA スクール構想が前倒しされ、学校における ICT の活用が進んでいます。
- 国では、「Society5.0」³の実現を目指すために、新たな技術の社会実装を進めています。Society5.0 の社会では、様々なモノがインターネットとつながり、ロボット、AIなどの先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、様々なニーズにきめ細かく対応したモノやサービスが提供されるなど、これまでの社会では実現出来なかった新たな価値が産業や社会にもたらされます。
- 国では、多様な課題への対応や経済成長に向け、社会経済活動全般のデジタル化を推進し、制度や組織の在り方等をそれに合わせて変革していく、DX（デジタルトランスフォーメーション）を新しい日常の原動力として位置付けています。
- 生成 AI の開発と活用が、世界で急速に広がっています。生成 AI は黎明期にありますが、今後さらに進化し、子供を含めた多くの人々が日常生活で使うようになることが予想されています。教育現場においては、生成 AI を活用した新たな学習方法が生まれ、自分の考えの形成に生かされることが期待される一方で、批判的思考力や創造性への影響、個人情報や著作権保護の観点等について、メリットとリスクの整理が課題となっています。2023（令和5）年7月、文部科学省は生成 AI を学校で使う際の留意点をまとめたガイドラインを公表しました。そこでは、基本的な考え方として、生成 AI を近い将来使いこなすための力を意識的に育てる姿勢が重要であるとしたうえで、生成 AI に全てを委ねるのではなく、自分の判断や考えが重要であることを子供たちに理解させることが必要としています。

今後の教育に求められる方向性

- 社会課題を克服し成長につなげるためにはデジタルの力が必要不可欠であり、その際に最大のポイントとなるのは人材育成です。人文・社会科学の厚みのある「知」の集積を図るとともに、自然科学の「知」との融合などにより、あらゆる分野の多様な個性が共に参画する「集合知」の創出・活用を図っていくことが重要となります。子供が自ら課題を発見・設定し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習や STEAM 教育等の教科等横断的な学習の充実が求められます。
- 国によりデジタル技術を用いて生活をより良い方向へと変容させていく、DX（デジタルトランスフォーメーション）が進められています。本格的なデジタル社会の到来に備えて、誰もがデジタル化のメリットを享受できるよう、デジタル技術を理解して適切に活用する能力であるデジタルリテラシーを含めた情報活用能力を身に付けることが求められます。
- 「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには、ICT は必要不可欠です。これまでの実践と、ICT とを最適に組み合わせ、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが求められます。同様に、教師主導の一斉授業から、子供を主体とした授業への転換を図り、他者との協働や課題解決型学習などを通じた深い学びを体験し、自ら思考する力を育てることが求められます。また、教育のデジタル化による「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」の構築に向け、必要なセキュリティ対策を講じることに留意しつつ、1人1台端末の家庭での活用や、教育データを利活用できる ICT 環境の整備が求められます。
- デジタル化の進展に伴い、スマートフォンや SNS 等が子供たちの間で急速に普及しており、SNS 等の不適切な利用によりトラブルや犯罪に巻き込まれる事例が増えています。子供たちがルールやマナーを守り、インターネットを適切に活用できるよう家庭と連携した取り組みが求められます。

³ サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会

5 互いを尊重し、自分らしく活躍できる共生社会

- 高度経済成長を経た成熟社会においては、一人一人が、異なる多様な他者を理解・尊重するとともに、多様な文化や価値観を認め合うことが求められます。本県においても2023（令和5）年3月に「多様性を認め合う共生社会づくり条例」が制定され、年齢、性別、国籍の違い、障害や疾病の有無などに関わらず、尊厳のある個人として尊重され、互いに自分らしさを認め合いながら、分け隔てられることなく、共に支え合いながら生きる「共生社会」の構築が進められつつあります。
- 2023（令和5）年4月に施行された「こども基本法」において、「全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること」をはじめとする基本理念が定められました。本県においても、「子どもの最善の利益を実現すること」を目的とした、「やまなし子ども条例」が定められました。
- 特別支援教育の対象となる児童生徒数は年々増加しています。本県の義務教育段階において、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校で特別支援教育を受ける児童生徒数は、2023（令和5）年度は4,232人で、これは全体の7.7%にあたり、2012（平成24）年度の約2倍となっています。特に近年は、小学校低学年の対象者や、自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍者数の増加が顕著になっています。通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒も増加傾向にあり、医療的ケアを必要とする児童生徒も年々増加しています。
- 2014（平成26）年に批准された障害者権利条約の趣旨に基づき、全ての子供たちが、自らが居住する地域で、分離を前提にしない、質の高い教育が受けられるインクルーシブ教育の実現に向けた取り組みが推進されています。
- 近年いじめの認知件数や子供の自殺者数は全国的に増加傾向にあり、憂慮すべき状況です。誰にでも一人の人間として、生命、心身又は財産を脅かされることなく、家族や友人とのふれあいを通じて自由に成長していく権利があります。いじめを受けた子供にとって、学校生活はつらく苦しいもので、教育を受ける権利まで侵害されていることとなります。
- 本県における2022（令和4）年度の不登校児童生徒数は小学校686人（前年比207人増）、中学校1,213人（同125人増）、高等学校155人（同41人増）となっています。特に小中学校における増加が顕著となっており、全国と同様に過去最多となっています。高等学校では、不登校者は減少したものの2022（令和4）年度は154人（前年比10人減）が中途退学しています。また、不登校がひきこもりに至る要因の一つとなっているという現状もあります。
- 子供の抱える困難は複雑化・多様化しています。子供の貧困は、経済的な困窮だけにとどまらず、人間関係の希薄さや学校、地域からの孤立、学習を含めた様々な体験の機会の喪失の状態が続くことで、自己肯定感や学習意欲の低下につながると指摘されています。ヤングケアラーについては、県が2022（令和4）年に行った実態調査（対象：小学校6年から高校生までの全児童・生徒）によると、全体の3.6%、およそ28人に1人がヤングケアラーに該当する可能性があることが明らかになっています。本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを子供が日常的に行うことにより、子供自身の権利が守られていないという状況になっています。
- 本県の義務教育段階における日本語指導が必要な児童生徒数は、2023（令和5）年は484人と増加傾向が続いています。使用言語の多様化が進むとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられるようになっていきます。
- 2023（令和5）年6月に「LGBT理解増進法」が成立し、誰もが性的指向またはジェンダーアイデンティティにかかわらず、基本的人権を持つ個人として尊重されることの重要性が改めて確認されました。

今後の教育に求められる方向性

- 多様なニーズや背景を有する子供たちに対して、社会的包摂の観点から合理的配慮の提供を十分に考慮した個別最適な学びの機会の確保や、全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会の確保などを通して、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育の実現が求められます。
- 人権教育を通して、子供が、自分の大切さや他の人の大切さを認める態度を身に付けることが求められます。また、ふるさと山梨の豊かな自然の恵みに触れ、先人たちの知恵に学びながら、子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己有用感、人間関係を築く力、社会性などを育む教育の実現が求められます。
- 様々な課題や困りごとを抱える子供に対し、心理・福祉の専門家等を活用した「チーム学校」による学校の教育相談体制の質的・量的充実が求められます。また、ICTを活用し、子供の小さなSOSに早期に気づき、支援につなぐための体制整備が求められます。
- 困難な環境や境遇であっても、誰一人取り残されることなく夢や希望をかなえる機会が得られるようにするためには、一人一人に応じた丁寧なサポートの充実が重要です。様々な課題を抱える子供たちに対し、ICTを活用した、自宅をはじめとする多様な場での学びや、社会的自立に向けて連続した学習ができるように、NPOやフリースクール等との一層の連携が求められます。
- 子供の抱える困難も複雑化・多様化していますが、全ての子供が、どのような境遇でも夢や希望の実現に向けて邁進できる教育の実現が求められます。不登校児童生徒の教育機会の確保に向けて、実態に配慮しながら、多様な学びの場の選択肢の一つとなる学びの多様化学校の検討や、義務教育未修了者、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の教育機会の確保に向けた、夜間中学の検討が求められます。
- 多様性への理解や尊重が求められるなか、ジェンダー平等に向けての教育の必要性が高まっています。性別による偏見や固定概念は、知らないうちに言動に表れて、人を傷つけたり、子供の進路選択等に、影響を及ぼしたりすることがあります。性別にとらわれず、全ての人の人権を尊重する態度や自分らしく生きる力を育むことが求められます。また、教育現場では、子供の心情や性の多様性等に配慮した対応により、安心して学校生活を送れるような環境の整備や、相談支援体制の充実が求められます。

6 家庭環境や地域社会の状況

- 社会環境の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会における人と人との関係性やつながりが希薄化し、人々の生活基盤である地域コミュニティの機能が大きく低下したと言われていています。また、地域社会の支えが弱まったことにより地域で子供を支える機能が低下し、家庭での教育は、各家庭での個別課題として扱われるといった状況になっています。
- 2022（令和4）年に実施した「やまなしの教育に関するアンケート調査」では、「家庭で教育が十分にできている」とする回答が57.6%で、前回調査した2018（平成30）年より、2.9ポイント上昇し、「あまりできていない・ほとんどできていない」とする回答が38.5%で前回調査より、3.4ポイント低下しました。いずれも前回調査よりも改善していますが、4割近くが家庭で教育が十分にできていないと認識しているという状況があります。
- 家庭教育は教育の出発点であり、家庭は子供の心の拠り所となるものです。子供は、乳幼児期から愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付けます。また、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、想像力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものです。
- 学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む仕組みである「コミュニティ・スクール」の本県の導入率は、2022（令和4）年に28.6%（全国平均42.9%）であり、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の推進員配置率は44.8%（全国平均86.5%）であり、いずれも全国平均を大幅に下回っています。

今後の教育に求められる方向性

- 家庭は、子供が豊かな情操を育んだり、生活のために必要な習慣を身に付けたりする場です。しかし、家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安を持つ保護者も多く、家庭教育支援の重要性は一層高まっています。保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応、地域の居場所づくりなどが求められます。
- 地域社会において、ふるさと山梨の魅力や特色を改めて見直し、住民主体でその維持発展に取り組むことが期待されています。地域における社会教育は、住民個人、住民相互、住民と地域社会という局面ごとに特色や機能を有しており、それぞれ「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」につながっていく意義を持っています。地域コミュニティの構築に向け、社会教育の充実が求められます。
- 学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程の実現」を理念として掲げ、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現することを目指しています。子供たちは、社会のつながりの中で学ぶことで、自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことができます。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進による社会と連携・協働した教育活動の充実が求められます。このことは、変化の激しい社会において、困難を乗り越え、未来に向けて進む希望や力になります。

7 子供の健康と安全・安心の確保

- 世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症は、我が国でも猛威を振るい、2020（令和2）年4月には、我が国において史上初めてとなる緊急事態宣言が発出されました。この未曾有の事態により、学校生活も大きく変化しました。2020（令和2）年3月以降、およそ3か月にわたって学校が臨時休業となり、共に学ぶ友人や教員に会うことができなくなるという事態は、幼児教育から高等教育まで、生活習慣の変化や集団活動の減少など、子供たちに大きな影響を及ぼしました。また、学校が児童生徒等の子供たちの居場所・セーフティネットとして身体的・精神的な健康を支えるという、学校の福祉的役割を再認識する契機ともなりました。
- 子供が健やかに成長するためには、自らの心身の健康を維持することが重要となります。子供たちの現代的な健康課題は、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、体力低下、感染症、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化しています。また、中高生を中心に、ネット依存が深刻な課題となっています。健康を保つには、適度な「運動」、バランスの取れた「栄養・食生活」、心身の疲労回復を目指す「休養」が必要とされています。
- 本県では、地震や風水害のほかに富士山の噴火などが想定されています。このような自然災害の発生に備えて、県土の強靱化を推進し、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさをもった安全・安心な地域の構築を進めています。また、自助、共助、公助による県民総ぐるみの防災・減災を目指し、2018（平成30）年に山梨県防災基本条例を制定し、その中で学校等設置者の役割等を定めています。

今後の教育に求められる方向性

- 複雑化・多様化する子供たちの現代的な健康課題に対応するため、がん教育や薬物乱用防止教育、食に関する指導、心の健康に関する指導、性に関する指導などについて、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実が求められます。また本県では2027（令和9）年に全国高等学校総合体育大会南関東ブロック大会、2032（令和14）年に国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会が開催されます。これらを好機とし、子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全・安心に実施できる機会を増やし、日常から運動に親しむ子供を増加させることを目指します。また、生涯にわたって運動を継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図ることが求められます。
- インターネットの使用を過度に優先させて、時間や方法を自分でコントロールすることができない、いわゆるネット依存が深刻な課題となっています。県教育委員会では、現在、子供が健康に留意しながら端末を使用することについて、自ら考える機会となるよう、教材を作成してその活用を進めています。早い段階からインターネットの適正な使用方法を身に付けることが求められます。
- 自然災害や事件・事故の危険から子供たちの安全・安心を守るため、通学路の安全確保、学校施設の整備・点検や学校安全計画・危険等発生時対処要領の不断の見直しなど、継続的な取り組みが必要です。また、生涯にわたり自分の安全を確保するための基礎的な素養を身に付けることが求められており、主体的に行動する態度を育成する防災・防犯教育等の推進が求められます。

8 教員の多忙化

- 教員がワークライフバランスの実現を通して、心身ともに健康であるとともに、充実した教育活動や家庭生活を送るためには、学校における働き方改革は喫緊の課題となっています。2022（令和4）年に国が実施した「令和4年度教員勤務実態調査」によると、教員の在校等時間は、前回調査と比べると改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務が続いていることが明らかとなりました。
- 全国的に教員不足が深刻化しています。2022（令和4）年度公立学校教員採用選考試験では、全国の小学校の採用倍率が過去最低になるなど、採用倍率は低下傾向にあり、教員の人材確保が厳しい状況にあります。学校における働き方改革の取り組みや教職の魅力向上策など、あらゆる手立てを尽くしていくことが重要となっています。
- 本県では、2021（令和3）年3月に「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」を策定し、勤務時間管理の徹底や校務の精選、部活動指導の負担軽減について、関係機関と連携しながら取り組みを進めています。また、2023（令和5）年には、県教育委員会主導による「学校現場への文書半減プロジェクト」を開始し、教員が子供たちと向き合う時間を確保できるよう取り組んでいます。

今後の教育に求められる方向性

- 教員の長時間勤務については改善傾向にあるものの、教育の質の維持や、教員の人材確保の観点から依然として重要な課題です。持続可能な学校指導・運営体制の構築のためにも学校における働き方改革が求められます。「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」に基づいた取り組みをさらに推進するとともに、ICTを活用した効果的・効率的な授業展開や校務の合理化・効率化、外部人材の活用、公立中学校における休日部活動の地域移行等に学校と教育委員会が一体となって取り組み、子供たちの学びを支える教員がしっかりと教育力を発揮できるよう、教員を支えていく取り組みが求められます。
- 教員は学校教育の要を担うことは言うまでもなく、強い意欲と情熱をもった優秀な人材を確保することは喫緊の課題です。教員が自らの能力を十分に発揮し、やりがいと働きやすさを感じ、ウェルビーイングの実現が図られる魅力ある職場環境の構築とその魅力の発信が求められます。

9 教員の資質向上

- 2021（令和3）年の中央教育審議会答申において、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続ける教員の姿が示されました。このように、教員自身が高度な専門職として新たな知識・技能の修得に継続的に取り組んでいくことが求められています。
- 全ての教員は、教育を受ける子供たちの人格の完成を目指すという崇高な職責を担っています。2022（令和4）年に教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が成立し、教員免許更新制が、新たな研修制度の実施へと発展的に解消されることになりました。近年の教育事情の変化に伴って、教員に求められる資質・能力も大きく変化しております。こうしたなか、本県では、2022（令和4）年に、やまなし教員等育成指標を改定しました。教員主体の授業から子供主体の授業への転換、全ての子供の学ぶ機会やチャンスを生かす教育等を改定のポイントとしています。

今後の教育に求められる方向性

- 今後の教員の育成にあたっては、指導力や使命感のある教員育成を継続的に図っていくことが一層重要になってきます。「やまなし教員等育成指標」では、教員として必要な素養として、豊かな人間性と人権意識、優れたコミュニケーション能力、崇高な使命感と責任感、法令の遵守、高い倫理観と規範意識、常に学び続ける力、ふるさと山梨の未来を担う人材を育成する力を設定しています。本県の子供たちは、全国と比べると自己有用感が比較的高く、地域や社会の役に立ちたいという思いが強いという優れた特質を持っています。ふるさと山梨の未来を担う子供たちのために、社会の激しい変化に前向きに対応でき、学び続ける教員の育成が求められます。
- 教育公務員特例法の改正により、教員の研修履歴の作成が義務付けられたことを踏まえ、管理職による対話に基づく受講奨励や、資質・能力の向上に向けた自己観察書の一層の活用が求められます。また、教員自ら主体的に研修に取り組めるよう、校内OJTなどの教員の協働的な学びとともに、研修内容の充実やICTを活用した研修方法の工夫が求められます。

第3章 山梨県教育のこれまでの取り組み

計画策定にあたっては、2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までの5年間を計画の期間とする「山梨県教育振興基本計画」（以下「前計画」という）における検証結果を十分に踏まえることが必要です。

本章は、この間の本県教育を振り返り、現状（○）と課題（◇）を前計画の施策の体系に沿ってまとめたものです。

基本目標 I 「生きる力」を育む質の高い教育の実現

基本方針1 バランスのとれた知・徳・体を育成します

(1) 確かな学力の育成

- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育の充実を図りました。
- 山梨大学と連携して全国学力・学習状況調査結果を分析するための「データ分析ワーキング・グループ」を開催し、そこで得た分析結果を基に授業改善を図りました。
- 指導主事による「学力向上キャラバン」を実施し、小中学校の学力向上の取り組みへの支援を図りました。
- ◇各教科における課題等を明確にし、授業改善のための資料として、「リーフレット」と「冊子」を作成しましたが、十分な周知を行うなどの更なる工夫が必要です。

(2) 豊かな心の育成

- しなやかな心の育成プロジェクトと、学校の教育活動全体を通じた道徳教育との関連を図り、しなやかで豊かな心の涵養を目指した教育の充実を図りました。
- 道徳教育推進教員対象の道徳教育スキルアップ研修において、保護者や地域と連携した授業づくりについて具体例提示による説明を実施し、取り組みを推進しました。
- 生徒指導の充実、相談支援体制の強化、わかる授業づくり等による魅力ある学校づくりのための取り組みを行いました。
- 全小中学校及び高等学校12校にスクールカウンセラーを、各教育事務所、および教育センターにはスクールソーシャルワーカーを配置し、相談支援体制や福祉との連携を強化しました。
- いじめ・不登校・ヤングケアラー等の相談に一元的に取り組むため、2022（令和4）年4月1日に総合教育センター内に相談支援センターを開設しました。相談支援センターにチーフスクールカウンセラーを増員し、統括ソーシャルワーカーを新たに配置しました。
- いじめ問題対策連絡協議会、山梨県立学校いじめ問題対策委員会等を開催し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取り組みを推進しました。
- やまなし若者まちづくりチャレンジ協働事業の実行委員会の開催方法の工夫や、やまなし少年海洋道中の開催など、青少年体験活動の充実を図りました。
- ◇校種間における必要な情報共有のための連携や、フリースクールや親の会等とのさらなる連携を強化する必要があります。

(3) 健やかな体の育成

- 学校の教育活動を通じて、体育・健康に関する指導を適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を図りました。
- 多忙な親や子どもが自ら短時間で簡単に朝食を作ることができるよう「簡単朝ごはんレシピ」を各学校を通じて保護者に配付することや「食育推進一校一実践」の実施により健康教育の充実を図りました。

- 児童を対象とした「目指せ！やまなしチャンピオン」や「もっと楽しい体育授業で体力アップ！」事業等に多くの小学校が取り組み、運動機会の充実を図りました。
- ◇コロナ禍における様々な制限により、運動習慣が減少したことから、改善するための取り組みが必要です。

(4) 幼児期における質の高い教育の推進

- 幼稚園、保育所（園）、認定こども園と、小学校の円滑な接続のための合同研修会を実施し、育ちと学びのつながりについて、幼児教育と小学校教育の相互理解を図りました。
- 幼保小連携・接続研究会を実施し、幼保小連携・接続について調査・研究を行い、必要な改善策の検討を進め、実効性あるカリキュラムの作成・実践を促進しました。
- ◇幼児教育現場において、園外研修や園内研修等に対する取り組みの差が大きいことから、この解消が課題です。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

項目 番号	指標	基準値 (2017年度)	目標値 (A)	実績値 (B)	B - A
(1)	全国学力・学習状況調査の全国平均正答数との比較割合（小・中学校）	[99.6%]	100%超	98.8%	-1.2P
(2)	「道徳教育推進運動実施状況調査」における、「全学級で保護者や地域の方を対象に道徳の授業公開をしている」学校の割合（小・中学校）	77.3%	90.7%	44.3%	-46.4P
(2)	「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」をもとにしたいじめの解消率	小中 99.1%	小中 99.5%	小中 99.0%	-0.5P
		高 95.4%	高 98.8%	高 98.5%	-0.3P
(2)	「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における学校内外の機関で相談・支援を受けている不登校児童生徒の割合	小中 70.8%	小中 75.0%	小中 66.5%	-8.5P
		高 83.5%	高 87.5%	高 60.0%	-27.5P
(2)	中心市街地等の活性化に取り組む事業の実行委員会に参画する若者の人数（R3～R5累計）	—	45人	99人	54人
(2)	やまなし少年海洋道中への参加者数（R3～R5累計）	—	80人	25人	-55人
(3)	「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」における朝食を「食べない日が多い」「食べない」児童生徒の割合（小5・中2）	小男 [2.2%]	小男 2.0%	小男 2.6%	[-0.6P]
		小女 [1.4%]	小女 1.3%	小女 1.8%	[-0.5P]
		中男 [4.8%]	中男 4.6%	中男 4.3%	[0.3P]
		中女 [3.9%]	中女 3.5%	中女 5.0%	[-1.5P]

<成果目標（目標となる指標）の状況>

項目 番号	指標	基準値	目標値	実績値	B - A
		(2017年度)	(A)	(B)	
(3)	「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」における授業以外でほとんど毎日（週 420 分以上）、運動やスポーツを実施している児童（小5）の割合	男子 〔56.9%〕	男子 59.0%	男子 54.1%	-4.9P
		女子 〔34.0%〕	女子 37.0%	女子 34.0%	-3.0P
(3)	「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」における児童の体力合計点の全国体力合計点との比較割合（小5）	男子 〔98.9%〕	男子 100%	男子 97.9%	-2.1P
		女子 〔99.1%〕	女子 100%	女子 98.6%	-1.4P
(4)	幼稚園、保育所及び認定こども園の意見を踏まえて小学校入学後のスタートカリキュラムを編成している小学校の割合	73.7%	100%	100%	0.0P

※〔 〕内の基準値は2018（H30）年度数値です。※【 】の算定方法は、目標値－実績値です。

基本方針2 ふるさとに誇りを持ち、地域や世界で活躍する人材を育成します

(1)グローバルに活躍する人材の育成

- ふるさと山梨郷土学習コンクールの開催や郷土学習教材（ふるさと山梨、ふるさと山梨かるた）の活用等により、地域の特色を生かした学校教育を推進しました。
- 外国語連絡会議や教科訪問を通して CAN-DO リストの公開と活用、それに基づくパフォーマンステストの実施を督促し、CEFR A2 レベルの生徒を増やすための指導改善を行い、目標である CEFR A2 レベルの英語力を有する生徒の割合を全国平均並みの水準まで高めました。
- ◇国際バカロレア機構の示す水準を維持するために、授業担当者の確保と十分な研修の機会確保が必要です。

(2)キャリア教育の推進

- キャリアビジョン形成支援事業や工業系高校生基幹産業担い手育成事業、マイスターハイスクール事業の実施により、キャリア教育や職業教育を推進しました。
- 児童生徒がキャリア形成を図るために使用するやまなしキャリア・パスポートの効果的な活用や、小学校から高等学校の確実な接続についての情報を共有することにより、体系的・系統的なキャリア教育を推進しました。
- 甲府工業高校専攻科の生徒は、1年次から多くの県内企業で企業実習を実施することで、生徒と企業 mismatches をなくし、高い県内企業就職率を達成しました。
- ハローワークと連携し、ジョブカフェやまなし及びジョブカフェやまなしサテライトにおいて、若年者（15歳～39歳）に対する就労相談や職業紹介などの雇用関連サービスをワンストップで提供し、就労支援を実施しました。
- ◇引き続き、キャリア・パスポートが生徒のキャリア形成や教員の生徒理解に有効な教材であることや、個人の内面に関わる記述の扱いについて配慮することを教員に対して周知徹底する必要があります。

(3)イノベーションを牽引する人材の育成

- 特別活動で学校訪問や研修会で起業家教育の事例集の紹介を行うとともに、「よのなか科」の実践を通して、県内の教職員に起業家教育への意識向上を図りました。

- 教科「情報」において情報通信ネットワークやデータの活用の分野について、身近なデータを活用して、地域や社会の問題点を探るための基礎的な知識を共有することを通して、情報活用能力の向上を図りました。
- 中学校1, 2年生を対象とした「科学の甲子園ジュニア山梨県大会」の開催や県立学校における理科教育設備の整備により、理数教育の充実を図りました。
- 工業系高校生基幹産業担い手育成事業の実施や山梨県高等学校教育研究会工業部会の主催により、技ものづくりコンテストや技能検定試験に向けた練習や課題研究での連携を行い、ものづくりを担う多様な人材の育成を推進しました。
- ◇IT・データ活用能力を育成するために、教員側のさらなるスキルアップを図る必要があります。

(4)大学等の高等教育の振興

- 大学コンソーシアムやまなし主催の高大接続事業委員会や、山梨大学主催の山梨高大接続に関する研究会・山梨大学の教育改革に関するステークホルダーミーティングに参加し、大学側との意見交換を通して、高大接続改革の流れの中で生徒に求められる資質や能力について、理解を深めました。
- インターンシップを通じた企業研究や技術に直接触れることにより、生徒の学習意欲の向上を図りました。
- 山梨県立大学では、感染管理認定看護師教育課程の2023（令和5）年度開学に向けた準備を進めるなど、地域のニーズや時代の変化に柔軟かつ的確に対応した大学づくりの推進に寄与しました。
- ◇次代の地域産業や社会を担う人材育成のために、引き続き、高等学校と大学や企業との連携した取り組みを推進するとともに、高校生の積極的な参加を促進する必要があります。

(5)スポーツ・文化芸術分野の人材の育成

- 文化芸術作品や作家などと豊かに関わる機会の充実を図るよう、指導主事による学校訪問や研修を通して指導助言を行い、文化芸術についての理解促進に努めました。
- 未来のトップアスリート発掘事業「甲斐人の一撃」の実施により、才能あふれる県内の子どもを選考するとともに、4競技のスキルアップ教室を実施し、基礎能力向上合宿を行うなど、競技スポーツの推進、選手の育成・強化を図りました。
- ◇スポーツに触れてからトップアスリートになるまでの道筋(アスリート育成パスウェイ)を構築する必要があります。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

項目 番号	指標	基準値 (2017年度)	目標値 (A)	実績値 (B)	B - A
(1)	郷土学習コンクールへの参加者の割合	54.0%	73.5%	49.3%	-24.2P
(1)	中学校卒業段階で CEFR A1 レベル相当以上を達成した生徒の割合	中 36.6%	中 50.0%	中 41.1%	-8.9P
(1)	高等学校卒業段階で CEFR A2 レベル相当以上を達成した生徒の割合	高 38.7%	高 49.0%	高 48.5%	-0.5P
(2)	キャリア・パスポートを用い、将来の生き方、在り方等を考える活動を行っている学校の割合	—	小 100%	小 78.9%	-21.1P
		—	中 100%	中 70.9%	-29.1P
		—	高 100%	高 77.8%	-22.2P

<成果目標（目標となる指標）の状況>

項目 番号	指標	基準値 (2017年度)	目標値 (A)	実績値 (B)	B - A
(3)	「科学の甲子園ジュニア」に参加した中学校の延べ数	8校	15校	9校	-6校
(3)	甲府工業高校専攻科卒業生の県内企業への就職率	—	100%	100%	0.0P
(3)	産業技術短期大学校、峡南高等技術専門学校、山梨大学、ポリテクセンター山梨等での技術研修を受けた工業系高校生の割合	9.6%	19.6%	10.7%	-8.9P

基本方針3 学校・家庭・地域による教育を推進します

(1) 家庭・地域の教育力の向上

- 乳幼児から小学校低学年を対象にした幼児教育番組を制作・テレビ放映し、子育てや幼児教育、家庭教育の情報提供を行うとともに、子育て家庭への支援を推進するため、子育て相談総合窓口の設置により、家庭教育支援の充実を図りました。
- 「ほっと！ネットセミナー」（青少年の非行・被害防止推進事業）の実施により、家庭での教育力の向上を図りました。
- ◇幼稚園・保育園での「ほっと！ネットセミナー」の実施が少なかったため、一層の周知を図っていく必要があります。

(2) 学校・家庭・地域との連携・協働の推進

- コミュニティ・スクールを導入した各校では、学校運営協議会が開催され、学校を核としながら、地域防災について考えるなど地域と連携した教育活動に努めました。
- 県民一人一人の読書への関心と読書習慣を確立することを目的に、実行委員会の開催やブックフェア、贈りたい本大賞等の事業の実施、子どもの読書オープンカレッジ、子ども読書指導者養成講座の開催による子どもの読書活動の支援を行いました。
- 各市町村が実施する放課後児童クラブの運営費助成や同クラブへの配置が必須である放課後児童支援員の資格認定研修などを実施し、放課後対策を推進しました。
- ◇地域学校協働活動を推進するために、推進員（コーディネーター）や支援員の各市町村への配置に取り組みます。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

項目 番号	指標	基準値 (2017年度)	目標値 (A)	実績値 (B)	B - A
(1)	ほっと！ネットセミナーに参加した小学校・幼稚園（保育園）等の延べ数（R3～R5累計）	—	150校 園	130校 園	-20校 園
(2)	コミュニティ・スクールを導入した小・中学校の割合	小中 6.0%	小中 20.0%	小中 31.9%	11.9P
(2)	コミュニティ・スクールを導入した県立学校の割合	高 0%	高 10.0%	高 10.8%	0.8P
(2)	公立小学校に対する放課後子供教室設置の割合	70.0%	80.0%	88.0%	8.0P

基本目標Ⅱ 人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開

基本方針1 学びと活用が循環する生涯学習を推進します

(1) 生きがいを持ち、社会参画するための学びの推進

- 児童生徒が生涯にわたって豊かに文化芸術と関わる資質・能力を育成するため、指導主事による学校訪問や研修を通して、指導助言や実践紹介を実施しました。
- 生涯学習推進センターの講座開催情報の提供に加え、これまで情報未提供だった県内社会教育関係団体や市町村の生涯学習担当課等に「まなびネット」の利用方法についての周知を図り、さらなる講座開催情報の収集に努めました。
- 県民文化祭における部門別フェスティバル専門委員会の開催や同フェスティバルに対する補助金交付を行いました。
- 文化財保護審議会の部会や指定候補案件の現地調査などを実施し、国・県指定文化財の指定に向けた取り組みを推進しました。
- ◇学校教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた指導や、各教科や行事等と意識的に関連付けた人権教育が計画的に実施されるよう、児童生徒の実態をもとに、育てたい資質・能力のための具体的方策を明記した全体計画と、全体計画に基づき、各年度に行う人権教育の指導内容・方法等を具体化した指導計画である年間指導計画の策定を進めていく必要があります。

(2) よりよい地域づくりに向けた学びの推進

- 社会教育に関わる者を対象にした研修を実施し、優れた資質と専門的知識を有し、社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成を図りました。
- 社会教育委員の会議を開催し、教育委員会の諮問事項について、社会教育委員の意見をまとめた提言書を作成し、市町村社会教育委員・社会教育振興団体等に周知を行うなど、社会教育の振興に努めました。
- ◇地域組織の高齢化、地域ボランティアの人材不足などが課題となっているため、社会教育に係わる職員等の研修を継続して行う必要があります。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

項目 番号	指標	基準値 (2017年度)	目標値 (A)	実績値 (B)	B - A
(1)	生涯学習推進センターの利用者数（オンライン参加者を含む）	28,650人	30,000人	22,418人	-7,582人
(1)	県民文化祭における部門別フェスティバルへの出演・出品者数	(5,559人)	6,890人	2,885人	-4,005人
(1)	県内の国・県指定文化財の件数	701件	726件	711件	-15件
(1)	学習情報提供件数（まなびネットワークシステムでの提供件数）	{1,322件}	1,400件	1,030件	-370件

※〔 〕内の基準値は2018（H30）年度数値です。

※()内の基準値は2019（R1）年度数値です。

基本方針2 生涯にわたって活躍できる学びの体制づくりに努めます

(1)社会人の学び直しの支援

- 山梨県立大学が実施する社会人等を対象とした公開講座「PENTAS YAMANASHI」の開講等、社会人の学び直しの支援を図りました。
- シニアに対し、継続的かつ自主的な学習の場を提供することによって、シニアの新たな生きがいづくりと仲間づくりを行い、健康で活気に満ちた地域づくりに貢献できる人材を養成するという趣旨のもと、日本文化や山梨の自然等の多様な講座を開催し、学ぶ意欲の喚起を図りました。
- ◇ことぶき勸学院は定員に達しない状況が続いており、引き続き学生確保に取り組む必要があります。

(2)障害者の生涯学習の推進

- パラスポーツコーディネーターを配置し福祉・教育・競技団体等との連携を図り、身近な場所でスポーツに参加可能な環境整備を進めました。
- 障害者の創作活動を支援するふれあい創作活動支援事業により、障害者の創作活動を支援し、障害者の芸術文化活動の裾野を広げる取り組みを行いました。
- ◇引き続き障害者の芸術文化活動の裾野を広げる取り組みや創作期間を確保する取り組みを行うことに加え、イベントの開催自体について広く周知し、出展に向けた創作意欲の向上を図る必要があります。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

項目 番号	指標	基準値 (2017年度)	目標値 (A)	実績値 (B)	B - A
(2)	山梨県障害者文化展への出展作品数	[1,144点]	1,240点	1,041点	-199点

※〔 〕内の基準値は2018（H30）年度数値です。

基本目標Ⅲ だれもが安心して学べる教育環境の整備

基本方針1 質の高い教育のための環境整備に努めます

(1) 学校における働き方改革の推進

- 各学校において、「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取り組み方針」に基づき、毎月2回、年間20回以上の「きずなの日」を設定した年間計画を作成するとともに、放課後に部活動や会議を入れず、教員が児童生徒と向き合う時間を創出する取り組みを行いました。また、「きずなの日」には、定時以降早めに退校することを管理職が職員に促すなど、教員の意識改革と時間外勤務の抑制に努めました。
- 県立学校について、BYODによる1人1台端末の導入等にともない、各校にICT支援員を配置するなど、校務の効率化や授業改善のためのICT活用についての取り組みを推進しました。
- 校長会等における適切な部活動指導の徹底指導や部活動負担軽減に係るワーキンググループ等を開催しました。
- ◇特別支援学校において、看護師など外部人材の活用を推進しましたが、職種によって人材の確保が課題となっています。
- ◇超過勤務者が固定化する傾向があるため、長時間勤務につながる課題を分析するとともに、引き続き、着実な教員の勤務時間管理や勤務時間を意識した働き方について取り組んでいく必要があります。

(2) 魅力ある学校を支える指導体制の充実

- 指導主事による学校・教科訪問を行うとともに、学校担当の指導主事による各校管理職との連携を強化し、指導環境の整備を図りました。
- 「やまなし教員等育成指標」に基づく研修体系・研修内容の整備に加え、2021（令和3）年度の成果・課題を踏まえた教員研修に関する工夫改善を図りました。
- 地域学校協働本部を8市町村に設置、地域学校協働活動推進員を13市町村に37名配置し、地域と共に進める学校づくりに努めました。
- ◇課題として学校応援団での支援活動から、地域と学校が連携・協働する関係づくりへの転換、地域学校協働活動を推進するためのコーディネーターを確保する必要があります。

(3) ICT活用のための基盤整備

- 先進校視察を行い、得られた成果を動画やスライドにまとめ、全ての市町村教育委員会と共有し、情報活用能力育成に向けた授業改善を図りました。
- GIGAスクール構想の前倒し、県立学校のICT環境整備、ICTの活用や情報モラルに関する従来の研修計画の見直し、教員のICTの効果的活用と活用指導力の更なる向上を目的とした研修会の実施により、ICT活用のための基盤整備を推進しました。
- 特別支援学校において、実践事例の共有やICT活用能力育成のためのチェックシートを作成し、基盤整備を推進しました。
- ◇平常時において、1人1台端末の持ち帰り（週1回以上）を行った学校の割合は、63.3%にとどまり、1人1台端末を活用した取り組みに関しては、地域・学校・教職員の間で差が生じており、端末の一層の活用を進めていく必要があります。

(4) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

- 県立学校における非構造部材の耐震化のため、県立高校において、外壁の剥落や窓ガラスの飛散等の対策を実施し、安全で快適な教育環境の整備を推進しました。
- 「学校防災対策推進事業」として、自然災害のうち、特に風水（雪）害・土砂災害

第3章 山梨県教育のこれまでの取り組み
基本目標Ⅲ

を想定した学校防災体制について、「学校防災対策研究会を設置し、市町村教育委員会と小・中学校の連携・協働による学校防災体制の構築を推進しました。

○学校防災計画の評価・見直しを、全ての学校で継続して取り組んでいます。

◇市町村において地域の実情に応じた交通安全の体制整備を進めていますが、県としても交通安全等の安全教育に係る教員研修の充実が必要です。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

項目 番号	指標	基準値 (2017年度)	目標値 (A)	実績値 (B)	B - A
(1)	年間20回以上「きずなの日」を実施している学校の割合	小中 26.4%	小中 100%	小中 94.3%	-5.7P
		高特 57.4%	高特 100%	高特 93.3%	-6.7P
(1)	月あたり正規の勤務時間を80時間以上超過する教育職員の割合	{32.5%}	0%	24.4%	[-24.4P]
(1)	平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動の顧問の割合（中学校）	平日 {80.4%}	平日 100%	平日 91.1%	-8.9P
		土日 {93.2%}	土日 100%	土日 97.2%	-2.8P
(1)	平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動の顧問の割合（高校）	平日 {79.0%}	平日 90.0%	平日 83.8%	-6.2P
		土日 {80.9%}	土日 90.0%	土日 86.7%	-3.3P
(2)	総合教育センターの研修会受講者アンケートの回答のうち、「役立つ内容であった（満足した）」と回答した者の割合	第1S 99.9%	第1S 100%	第1S 91.1%	-8.9P
		第2S 85.1%	第2S 90.0%	第2S 91.1%	1.1P
		第3S 92.4%	第3S 97.0%	第3S 90.5%	-6.5P
		校長教頭 96.0%	校長教頭 100%	校長教頭 93.6%	-6.4P
(3)	「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合	小 69.6%	小 75.0%	78.2%	3.2P
		中 64.5%	中 75.0%	78.4%	3.4P
		高 68.3%	高 80.0%	81.3%	1.3P
		特 72.0%	特 80.0%	80.8%	0.8P

※〔 〕内の基準値は2018（H30）年度数値です。

※【 】の算定方法は、目標値-実績値です。

基本方針2 多様な学びの機会の充実と提供を図ります

(1) 全ての子供の教育機会を保障する支援

- 国の就学支援金、奨学給付金制度等に加え、県として県立高等学校の入学料免除や入学準備サポート等各種支援制度といった、世帯所得に応じた支援を行い、教育等の機会均等に向けた教育費負担の軽減に努めました。
- 子どもの貧困対策として、市町村やNPO等と連携し、困難な状況にある家庭へ学習用品を含む食料・生活用品の支援を図りました。
- ◇食料・生活用品支援の取り組みを推進する必要があります。

(2) 多様性を包み込む教育の推進

- 労働局やハローワーク等の情報を各学校に迅速に提供するとともに、進路指導及び学習指導の課題について各学校と共通理解を図るなど、就労に向けた取り組みを推進しました。
- 「やまなし特別支援教育推進プラン2020」に基づき、教育支援体制の整備や多様な学びの場の充実、自立と社会参加に向けた教育の充実、教員の特別支援教育に係る専門性の向上を図るなど特別支援教育を推進しました。
- 高等学校段階の病弱教育について特別支援学校4校に病弱障害種を追加し、選択肢を広げることで病弱教育の充実を図りました。
- 不登校児童生徒の教育機会の確保のため、魅力ある学校づくりを推進するとともに、市町村における教育支援センターの機能充実を図りました。
- 日本語指導センター校担当者会の実施により情報交換を密に行い、教員の指導力向上に努めました。
- ◇外国人児童生徒等の増加に伴い、通訳派遣の要請が増え、言語も多様化していることから、関係機関とのさらなる連携を図る必要があります。
- ◇小中高等学校における特別支援教育を充実させ、インクルーシブ教育を推進する必要があります。
- ◇多様な学びの選択肢となる学びの多様化学校、夜間中学など新たな学びの場の設置について検討を行う必要があります。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

項目 番号	指標	基準値 (2017年度)	目標値 (A)	実績値 (B)	B - A
(2)	特別支援学校高等部の新卒生徒のうち一般就労した生徒の割合	33.5%	35.0%	29.9%	-5.1P
(2)	小・中・高等学校の全職員のうち、特別支援教育に関連した研修会及び講習会を受けた割合	小 86.1%	小 100%	小 92.3%	-7.7P
		中 67.4%	中 90.0%	中 78.7%	-11.3P
		高 58.9%	高 80.0%	高 100%	20P

第4章 山梨県教育の目指す方向性

2019（令和元）年に策定した山梨県教育振興基本計画（以下「前計画」という）では、「学び続け 共に生き 未来を拓く やまなしの人づくり」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。

次期山梨県教育振興基本計画では、国の第4期教育振興基本計画や、山梨県総合計画及び前計画の現状と課題を踏まえ、基本理念を次のとおりとします。

1 基本理念

主体的に学び 他者と協働し 豊かな未来を拓く
やまなしの人づくり

～誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし～

教育こそが社会をけん引する駆動力であり、教育における「今」の積み重ねが、「未来」を創っています。そして、その未来に向かい歩みを進める際、道標となるのが、基本理念である「主体的に学び 他者と協働し 豊かな未来を拓く やまなしの人づくり ～誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし～」であります。

私たちは、これまで以上に変化が激しく、予測が困難で、未来を描きづらい時代を迎えています。しかしながら、揺らぐことなく誰にでも共通するものがあります。それは、「幸せでありたい」という「ウェルビーイング」への思いです。一人一人が持つこの思いをつなぎ、さらに高め、広がりをもたらすことができるのが、教育です。

やまなしの豊かな自然と人とのつながりのなかで、誰もがそれぞれに思い描く幸福といったウェルビーイングの実現に向けて、主体的に学び、互いに多様な他者を尊重し、自分らしさを認め合い、協働しながら、夢や希望の実現に邁進することができるよう、様々な教育の取り組みを展開します。

そして、一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会のウェルビーイングへと広がり、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環して、「幸せでありたい」という誰もが抱く願いに、誰もが寄り添う姿の実現を目指します。

「主体的に学ぶ」

- 誰もが希望を持ち、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断しながら行動・探究し、それぞれに思い描く幸福といったウェルビーイングの実現に向けて学び続ける姿を目指します。
- 生涯を通じて、多様な学びの機会と社会とつながり続け、「学び 学び直し さらに学ぶ」姿を目指します。

「他者と協働する」

- 誰もが尊厳のある個人として尊重され、多様性を認め合いながら、夢や希望の実現に邁進する姿を目指します。
- 本県の豊かな自然、歴史、伝統・文化、産業を学び、世界に目を向けながら、他者との協働により、持続可能な社会の創り手となる姿を目指します。

「豊かな未来を拓く」

- 誰もが希望をもち、自らの人生を拓き、幸福といったウェルビーイングを実感している姿を目指します。
- 子供たち一人一人の幸福といったウェルビーイングが、家庭や地域、社会のウェルビーイングへと広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していく姿を目指します。



2 基本目標

I 未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進

子供たちが夢や希望の実現に向かって邁進するとともに、持続可能な社会を創り出す姿を目指し、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」がバランス良く育まれるよう、一人一人の特性や関心・意欲に応じた教育の充実を図ります。

【基本方針】

- 1 子供主体の授業への教育観の転換
- 2 成長の基盤となる資質・能力の育成
- 3 ふるさとに誇りを持ち、地域や世界で活躍する人材の育成

II 誰もが可能性を伸ばせる教育の推進

多様性や包摂性を高め、誰一人取り残されない学びを保障するため、少人数教育などによる一人一人の個性や能力に応じたきめ細かな質の高い教育とともに、学びたいと思った時に学べる機会の充実を図ります。また、地域や家庭での学びを通じて、つながりやかかわりを作り出し、持続的な地域コミュニティの構築を目指します。さらに、生涯にわたり学び続けながら多面的な思考力を養い、主体的に社会を形成し、自ら問いを立ててその解決を目指す人材へと成長していく過程を支援していくことに努めます。

【基本方針】

- 1 きめ細かな質の高い少人数教育の推進
- 2 多様な教育ニーズへの対応
- 3 人生100年時代を見据えた生涯学習の充実
- 4 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域教育力向上
- 5 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

III 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

様々な教育データの利活用を図りながら、個別最適な学びや協働的な学びの充実を図るため、1人1台端末を効果的に活用して、学びへ最大限の効果を発揮できるよう努めます。

【基本方針】

- 1 教育DXの推進とデジタル社会を担う人材の育成

IV 学校を取り巻く教育環境の整備

子供たちが安心して質の高い教育を受けられるよう、学校における働き方改革をより一層推進し、教員が子供と向き合うための心と時間のゆとりを確保するとともに、教員の資質向上に向け、キャリアステージに応じた研修等の充実を図ります。また、質の高い教育の実現に向けて、教員の人材確保、学校教育を支えるICT環境の充実、安全かつ安心して学べる環境の確保等の教育環境の整備に努めます。

【基本方針】

- 1 子供と向き合う時間の確保に向けた取り組みの推進
- 2 質の高い教育のための環境整備

3 施策体系

主体的に学び 他者と協働し 豊かな未来を拓く やまなしの人づくり
 ～誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし～

■基本目標Ⅰ 未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進	
■基本方針	■施策項目
1 子供主体の授業への教育観の転換	(1) 自立した学習者の育成
2 成長の基盤となる資質・能力の育成	(1) 確かな学力の育成
	(2) 豊かな心の育成
	(3) 健やかな体の育成
	(4) 幼児期における質の高い教育の推進
3 ふるさとに誇りを持ち、 地域や世界で活躍する人材の育成	(1) グローバルに活躍する人材の育成
	(2) キャリア教育の推進
	(3) イノベーションを牽引する人材の育成
	(4) 高等教育機関との連携による学びの機会の充実
	(5) スポーツ分野の人材育成
■基本目標Ⅱ 誰もが可能性を伸ばせる教育の推進	
■基本方針	■施策項目
1 きめ細かな質の高い少人数教育の推進	(1) 個に応じた指導の充実
2 多様な教育ニーズへの対応	(1) 全ての子供に対する教育機会の確保
	(2) 多様な学びの実現
	(3) 特別支援教育の充実
3 人生100年時代を見据えた 生涯学習の充実	(1) 生きがいを持ち、社会参画するための学びの推進
	(2) 生涯を通じた文化芸術活動の推進
	(3) リカレント教育の推進
4 学校・家庭・地域の連携・協働の 推進による地域教育力向上	(1) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
5 地域コミュニティの基盤を支える 社会教育の推進	(1) 社会教育の体制整備
■基本目標Ⅲ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	
■基本方針	■施策項目
1 教育DXの推進とデジタル社会を 担う人材の育成	(1) GIGAスクール構想の推進
	(2) 情報活用能力の育成
	(3) 学校におけるDXの推進
■基本目標Ⅳ 学校を取り巻く教育環境の整備	
■基本方針	■施策項目
1 子供と向き合う時間の確保に 向けた取り組みの推進	(1) 学校における働き方改革の推進
	(2) 魅力ある学校を支える指導体制の充実
2 質の高い教育のための環境整備	(1) 安全安心な教育環境の整備
	(2) ICT活用のための環境整備

第5章 施策の具体的方向性

基本目標Ⅰ 未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進

基本方針1 子供主体の授業への教育観の転換

施策の方向性（1）自立した学習者の育成

◆ 施策の目指す姿

【現在】

Society5.0の社会において新たな価値を創造する人材の育成に向け、現状の一斉授業スタイルから、子供主体の授業への転換が求められている。



【将来】

多様な他者と協働したり、自己調整したりして学習を進めていく子供主体の授業への転換を図ることにより、子供一人一人の関心・意欲や特性に基づいた子供の力を伸ばす学びが実現している。

◆ 施策の概要

1 個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取り組み

- 各教科等の特質に応じた学習を推進しながら、多様な他者と協働することの重要性などを実感することができるように努めます。【義】
- 各教科の指導主事による学校訪問における研究授業を実施しながら、主体的・対話的で深い学びの3つの視点を育みます。【高】
- 学習者の目線で授業改善の取り組みの方向性を協議するワークショップを行いながら、個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実を図ります。【高】
- 学校の授業に、子供が学習状況を自分で判断して学習を進める「自由進度学習」などを導入しながら、従来の一斉授業による「教師主導の授業」から、「子供主体の授業」への授業観の転換を進めます。【義】

2 問題発見・解決能力の育成

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取り組み

- 児童生徒が自ら学習課題や学習方法を選択する機会を設けるなど、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習を推進します。【義】
- 各教科等において問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるよう、教育課程の実施上の工夫を行います。【義】
- 各教科等で身に付けた力を統合的に活用できるよう、文理の枠を越えた教科横断的・総合的な探究課題や自己や集団の生活上の課題に取り組みます。【高】

◆ 成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、課題解決に向けて自分から取り組んでいると肯定的に回答した児童生徒の割合	81.6%	90.0%

基本方針2 成長の基盤となる資質・能力の育成

施策の方向性（1）確かな学力の育成

◆ 施策の目指す姿

【現在】

学習指導要領の下、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に向けた取り組みが進んでいるが、必ずしも現場の授業実践に結び付いていない。



【将来】

主体的・対話的で深い学びの授業実践により、知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等が身に付き、児童生徒の学びに向かう力が高まっている。

◆ 施策の概要

1 確かな学力を伸ばす教育の充実

担当課（義務教育課/高校教育課/総合教育センター）

具体的な取り組み

- 課題解決的な学習や体験的な学習を積極的に導入し、探究的な学習過程を通して、深い理解を伴う知識の習得及び思考力、判断力、表現力等の育成を図ります。【義】
- 家庭生活や社会の課題を通して、思考力、判断力、表現力等を育む指導方法の研究を進めます。【義・高】
- 「やまなしスタンダード」を見直すとともに、その視点に基づく授業づくりの工夫・改善に努め、基礎的・基本的な知識や技能の定着を図ります。【義・セ】
- 授業力を養成する講座の開催や、研究指定校における公開研究会、全ての教員が相互に授業を参観し研修する体制づくりを推進します。【義・セ】
- 各種学力調査等の結果の分析を基に、教員の指導力及び学校の教育力の向上、児童生徒の学習に対する達成感や目的意識の醸成を図ります。【義・セ】

2 就学前から高等教育までの各段階の連携の推進

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/私学・科学振興課/子育て政策課）

具体的な取り組み

- 小・中・高等学校・特別支援学校の系統的な学習指導を進めるため、小・中・高等学校・特別支援学校の教員が連携し、教科や領域の研究を進めます。【義・高】
- 高等学校と大学間との相互理解を深め、高等学校の生徒が大学レベルの教育を履修する機会を確保します。【高】
- 全県一学区制の下、前期募集と後期募集からなる入学者選抜制度について、生徒や保護者対象のアンケート結果などを参考にしながら、中高関係者等の連携の中で持続的に検証を行い、改善策について検討します。【企】

- 子供たちの発達や学びの連続性を踏まえた教育活動を行うため、幼稚園・保育所、認定こども園と小学校、関係機関との連携を進めます。【義】
- カリキュラムの検討・開発、情報交換、交流活動の実施等、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取り組みを推進します。【義】
- 「幼保小の架け橋プログラム」に基づき、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向け、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭間の交流や、指導力向上に向けた取り組みを促進します。【義】
- スタートカリキュラムの充実を図り、児童が幼児期の学びや育ちを踏まえ、主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことができる取り組みを推進します。【義】

3 命を守る教育の推進

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/総合教育センター）

具体的な取り組み

- 山梨県学校防災指針の積極的な活用を図るとともに、適宜内容の見直しを行います。また、各学校の学校防災計画についても、実情に合わせて適宜見直しを行うとともに、児童生徒の発達の段階に応じた防災教育を支援します。【義・高・セ】
- 学校における体系的な防災教育に関する指導内容を整理し、防災に関する教育の充実を図ります。【義・高・セ】
- 学校の立地等の実情を踏まえた防災・危機管理等に関する研修を実施し、児童生徒の安全確保に努めます。【セ】
- 危険に際して自らの命を守り抜くための主体的に行動する態度の育成を図ります。【義・セ】
- 災害後等の自助・共助・公助の視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための教育内容を充実します。【義・セ】
- 実践的な避難訓練、災害図上訓練等の教育手法の改善・普及を図ります。【義・高・セ】

4 主権者教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課）

具体的な取り組み

- 社会の形成者として主体的に参画する主権者としての資質・能力の育成を、小・中社会科、高校公民科、小・中・高特別活動をはじめ、学校生活のあらゆる場面を通じて推進します。【義・高】
- 外部人材を活用した子どもの権利に関わる研修会等の開催を通じて、主権者教育を推進します。【生】
- 日常生活では経験することが難しい体験活動や交流活動を通して、次代を担う地域の若者の資質や能力の育成に努め、青少年リーダーの育成を図ります。【生】
- 青少年の豊かな体験活動を推進するため、青少年教育関係団体との連携を強化するとともに、青少年教育施設のプログラムや指導者の質の向上を図ります。【生】

5 消費者教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/生涯学習課/県民生活安全課）

具体的な取り組み
○ 自立した消費者を育成するために小家庭科、中技術・家庭科、中社会科（公民分野）を中心に、限りある物や金銭が大切であることや、自分の生活や身近な環境について考える機会を設け、責任ある消費者としての基礎を築きます。【義】
○ 持続可能な社会の構築に向けて、主体的に生活を工夫できる消費者としての素地を、各学校段階において教科等横断的に育成します。【義】
○ 消費者として、権利と責任を自覚し、適切に意思決定できる能力を身に付ける教育を推進します。【生】
○ 教員を対象にした研修会を実施し、教員の指導力向上を支援するとともに、県民生活センター等による出前講座を活用して、消費者トラブルに対応できる能力を育みます。【安】
○ 青少年健全育成に関わる団体と連携し、「消費者の視点」を組み込んだ学習機会を提供します。【生】

6 環境教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取り組み
○ 各教科等の学習内容を相互に関連させることにより、持続可能な社会の構築を目指して、環境問題や環境保全に主体的に関わる能力や態度を育みます。【高】
○ 持続可能な開発のための教育（ESD）の継続した推進と、持続可能な開発目標（SDGs）との関連付けを図ります。【義・高・特】
○ 地域の多様な人材との協働により、持続可能な社会づくりの担い手の育成を図ります。【義・高・特】
○ ホームページ「やまなしの環境教育」等により、県内の学校の環境教育に関わる実践の様子を紹介・共有し、実践的な環境教育の意識を高めます。【義】

◆ 成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、学ぶ意欲に関する項目について肯定的に回答をした児童生徒の割合	61.5%	70.0%

施策の方向性（2）豊かな心の育成

◆施策の目指す姿

【現在】

自己有用感があると答える児童生徒の割合は8割程度と、年々増加傾向にあるものの、全ての児童生徒が自己有用感があると実感するには至っていない。



【将来】

各教科等の授業や特別活動をはじめ、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等、学校教育活動全体を通して、全ての児童生徒が自己有用感を感じ、他者を理解し、多様性を尊重し、協力し合うことができている。

◆施策の概要

1 しなやかな心の育成プロジェクトの推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課/保健体育課）

具体的な取り組み

- 学校生活の中から自分と他者との関わりを見つめる「しなやかな心の育成」アクションプランを実施します。【義】
- 「気配り思いやりマナーアップ運動」等により、基本的なモラルやマナーの向上に取り組みます。【高】
- あそびや運動を通じた体力向上を図るため、「家族で心も体もウォームアップ運動」事業に取り組みます。【保】
- 家庭教育の基本となる家族のコミュニケーションを豊かにするため、おすすめの本を紹介し、「家読（うちどく）運動」を推進します。【生】

2 道徳教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取り組み

- 発達段階に応じて、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え・議論する道徳」の質の向上を図ります。【義】
- 道徳科を要として、各教科等と道徳教育との関連を明確にした指導計画の整備や改善を推進し、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図ります。【義】
- 高等学校における教育活動全体を通じて行う道徳教育では、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に全教師が協力しながら、その全体計画を作成・実施することで、道徳性を培い、しなやかな心を持つ、人間として調和のとれた生徒の育成を図ります。【高】
- 学校が目指す道徳教育について、家庭・地域の理解や協力を得ながら、学校の実態に応じた道徳の授業公開や地域人材を活用した道徳の授業、地域ぐるみで行う道徳的実践活動を推進します。【義・高】

3 生徒指導の充実

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/総合教育センター/私学・科学振興課）

具体的な取り組み

- 魅力ある学校・学級づくりにより、問題行動の未然防止を図る視点から、道徳科や学級活動の時間を要として、人権尊重、正義感や命の大切さなどの育成に取り組みます。【義】
- 学校における組織的な指導・相談体制の整備の充実を図り、適切な生徒理解を行います。
【特・セ】
- 初期対応の重要性を踏まえ、問題行動等が発生した際には管理職が状況を適切に把握し、「チーム学校」として諸問題に取り組みます。【特・セ】
- 問題行動等が発生した際には複数の教職員による聴き取りを速やかに行い、問題だけにとらわれず、その背景要因に目を向け、児童生徒の支援にあたります。【特・セ】
- 児童生徒に切れ目ない支援や指導が継続されるよう、異校種間で情報交換等を行います。
【特】
- 教員を対象にした生徒指導に関わる内容についての研修会・講演会等を実施し、教員の見識を高めるとともに指導力の向上を図ります。【特・セ】
- 各地域において学校と警察の連携による「地区学校・警察補導連絡協議会」を開催し、問題行動の未然防止や発生時の迅速な対応を行います。【義・高・私】

4 いじめ・不登校等の未然防止等

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/総合教育センター/県民安全生活課/私学・科学振興課/子ども福祉課）

具体的な取り組み

- 「いじめ防止基本方針」に基づき、学校や教育委員会が家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめ問題について協議する機会を設けたり、学校や学校以外の相談窓口について児童生徒や保護者へ周知したりする等、いじめの未然防止、早期発見、迅速・適切な対応ができる体制づくりを進めます。【特・セ】
- いじめアンケート調査の実施など、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した際には、迅速に対応し、早期解消に向け、学校全体で取り組みます。【特・セ】
- いじめは「どの子供にも、どの学校でも起こりうる」との認識の下に、いじめ問題の未然防止のための取り組みを推進します。【特・セ】
- 不登校を未然に防止するためにきめ細かな実態調査を行い、欠席が続いている児童生徒への対応を組織的に行います。【義】
- インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるため、情報モラル教育を年間指導計画に位置付けるなど、指導の充実を図ります。【高・セ】
- 1人1台端末を活用した子供の心や体調の変化を早期発見できる体制づくりを進めます。【特】
- 国の事業を活用しながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談の充実や関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。【義・特・セ】

- 中1ギャップによる不登校問題やいじめの問題に対応するため、小・中学校生徒指導主事（主任）研修会において、中学校区単位で情報交換する等の小・中学校の連携を強化します。
【特・セ】
- 中学校・高等学校間においても、中学校卒業時の情報交換を確実にを行い、円滑に高等学校のスタートが切れるよう連携を強化します。【特・セ】
- 自分自身のSOSの出し方や、友達のSOSの受け止め方についての教育を推進します。【特】
- ヤングケアラーに対して早期発見と必要な支援につなげられるよう取り組みを推進します。
【子福】

5 教育相談の充実

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課
/総合教育センター/私学・科学振興課）

具体的な取り組み

- いじめや不登校など、児童生徒や保護者の悩みに対応するために、教育相談体制の充実を図ります。【特・生・セ】
- 教員が、児童生徒一人一人について多面的・多角的な生徒理解に努め、生徒相互、教員と生徒間の望ましい人間関係を育成します。【セ】
- 国の事業を活用しながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談の充実や関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。【義・特・セ】（再掲）
- 児童生徒や保護者等からの悩みに電話で24時間相談を受けるいじめ不登校ホットラインの充実を図ります。【特・セ】
- 保護者相互の情報交換を行うためのセミナーを開催し、不登校に悩む保護者の児童生徒に対する具体的な関わり方について理解を深める取り組みを行います。【特・セ】

6 体験活動や読書活動の充実

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課）

具体的な取り組み

- 青少年教育施設を活用した自然体験や社会体験、社会奉仕活動、地域の人々との交流活動等、体験活動を重視した教育を推進します。【義】
- 各教科等の授業や部活動において、地域の優れた芸術家や文化活動の指導者、文化財保護に携わる人々等と教員が協力して指導する取り組みを進めます。【義】
- 読書集会、読書目標づくり、読書記録の充実、学年を越えた読書の交流など、学校における読書活動を推進します。【義・高・生】
- 目的に応じて本を読んだり、本や新聞などから情報を得て活用したりするなど、読書活動を取り入れた授業等を行い、図書館の活用を図ります。【高】
- 朝読書等の一斉読書の継続的な取り組みや読み聞かせ等の実施、親子読書の呼びかけ、推薦図書を紹介等により、子供の読書活動を推進します。【義・高・生】

- 県立図書館において、学校における子供たちの読書活動を支援するため、調べ学習や朝の読書等に役立つ資料をテーマ毎にセットにして貸し出します。【生】
- 学校において図書委員をはじめとする読書リーダーとなる児童生徒を養成し、校内読書活動の充実を図ります。【義】
- 図書館が情報収集・発信も含めた知的活動全体をサポートする「読書センター・学習センター・情報センター」として、言語活動の充実に資する読書活動が推進されるよう、1人1台端末環境下における図書館の積極的な活用を図ります。【高】
- 各学校が策定する学校図書館教育指導計画に基づき、学校の特色に応じた図書の充実を図ります。【義・高】
- 学校図書館のデータベース化をさらに推進し、学校図書館相互や公立図書館との連携、交流を行うことで、生徒の情報リテラシーの向上を進めます。【高】
- 読書の楽しさを知り、調べる力を高めるために県立図書館の活用を進めます。【生】
- 県立図書館の図書や資料を充実させ、公立図書館との連携を進め、全ての子供たちに質の高い読書活動の機会を提供します。【生】
- 子ども読書支援センター（県立図書館）を中心に、県内各地域での読書活動の啓発や情報提供などの支援を行います。【生】

7 福祉教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/子育て政策課）

具体的な取り組み

- 地域の人材を活用した福祉に関する講話や、乳幼児とのふれあい体験、高齢者や障害者との交流等、体験的な学習及び異校種間連携によるボランティア活動を推進します。【義・高・特】
- 他者を思いやる心を育み、福祉についての理解を深めるとともに福祉に関わる実践力を養います。【義・高・特】
- 幼稚園、保育所、認定こども園や小・中・高等学校及び特別支援学校との間の幼児児童生徒相互の交流及び共同学習を推進します。【義・高・子政】

8 人権教育の充実

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/生涯学習課/総合教育センター）

具体的な取り組み

- 多様な価値観や考え方等を児童生徒が互いに尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できることを目指す人権教育の充実を図ります。【義・高】
- 性同一性障害や性的指向・性自認について、学校が全ての子供たちの居場所になるよう正しい理解に向けた取り組みを学校全体で推進します。【義・高】
- 学校の教育活動全体を通じた系統的・組織的な人権教育の全体計画・年間指導計画の下、人権尊重の精神を培い、「いじめ」の根絶を目指します。【義・高】
- 人権についての理解と普及・啓発を図るため、指導者養成の研修会を実施します。【生】

9 青少年の健全育成

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/生涯学習課/総合教育センター/私学・科学振興課）

具体的な取り組み
○ 日常生活では経験することが難しい体験活動や交流活動を通して、次代を担う地域の若者の資質や能力の育成に努め、青少年リーダーの育成を図ります。【生】（再掲）
○ 青少年の豊かな体験活動を推進するため、青少年教育関係団体との連携を強化するとともに、青少年教育施設のプログラムや指導者の質の向上を図ります。【生】（再掲）
○ 国際交流を通じて、異文化理解や相互理解を深め山梨の良さを改めて認識できる児童生徒の育成を図ります。【高・私】
○ 総合教育センターの研修を通して、教員の情報モラル、情報セキュリティの理解を深め、指導に生かすことで、児童生徒の情報社会に参加する態度の育成を図ります。【セ】
○ 「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」の適切な施行を通して、青少年の健全育成に、総合的に取り組みます。【生】
○ 地域、家庭、企業等の連携による青少年健全育成を推進し、主導的役割を担う青少年育成山梨県民会議の活動を支援するとともに、県民運動の活性化を図ります。【生】
○ 行政機関、民間事業者等が連携・協力し、非行・被害の防止、インターネットの安全・安心な利用の普及啓発など、青少年の健全育成に向けた取り組みを推進します。【生】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、道徳に関する設問について肯定的に回答した児童生徒の割合	50.0%	70.0%
やまなし少年海洋道中の参加者のうち、参加前と比較して、皆と協力し、人の役に立ちたいという意欲が高まった割合	—	100%

施策の方向性（3）健やかな体の育成

◆施策の目指す姿

【現在】

子供の体力の低下や、複雑化・多様化する現代的な健康課題を主体的に解決し、生涯を通じて健康で豊かな生活を送ることができる資質・能力を身に付けることが求められている。



【将来】

子供が健康的な生活習慣を確立し、生涯にわたって運動やスポーツに親しむことができる習慣を身に付けるとともに、自ら主体的に心身の健康の増進と体力の向上を図ることができている。

◆施策の概要

1 健康教育の充実

担当課（保健体育課）

具体的な取り組み

- 運動習慣や食事、睡眠といった生活習慣の改善を促進し、心身の健やかな成長と体力の向上を図るため、学校・家庭・地域の連携による、学校保健、学校給食及び食育等を推進します。
【保】
- 健康と命の大切さについて理解を深めるため、地域や学校の実情に応じて、学校医やがんの専門医など外部講師等の協力を得ながら、がん教育などの健康教育に取り組みます。【保】
- 安心してスポーツ活動を行うため、関係機関が連携して事故や傷害の防止及び軽減を図ります。【保】

2 子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援

担当課（特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課/保健体育課）

具体的な取り組み

- 運動習慣や食事、睡眠といった生活習慣の改善を促進し、心身の健やかな成長と体力の向上を図るため、学校・家庭・地域の連携による、学校保健、学校給食及び食育等を推進します。
【保】（再掲）
- 家庭教育推進番組や各種メディアを利用して、家庭教育や相談体制に関わる情報提供を行います。【特・生】
- 各相談機関と連携し、子育て相談総合窓口「かるがも」において、家庭教育や子供の発達などに関する悩みや不安に対し、必要な助言を行います。【生】

3 学校や地域等における子供のスポーツ機会の充実と体力の向上

担当課（保健体育課）

具体的な取り組み
○ 子供の心身の健全な発育・発達を目指し、学校や地域等において、運動やスポーツに親しみ、楽しさや意義を実感することのできるスポーツ機会の充実を図ります。【保】
○ 体育の授業等を通じて、日常から運動やスポーツに親しむ子供を増加させます。【保】
○ 生涯にわたって運動やスポーツを継続し、健康で幸福な生活を営むことのできる態度の育成を図ります。【保】
○ 親子で気軽にできる運動遊びを紹介し、日々の生活の中で親と子が一緒に楽しく体を動かす機会を創出します。【保】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における朝食を「食べない日が多い」「食べない」児童生徒の割合（小5・中2）	小男2.6% 小女1.8% 中男4.3% 中女5.0%	小男1.9% 小女1.4% 中男3.7% 中女4.5%
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における授業以外でほとんど毎日（週420分以上）、運動やスポーツを実施している児童（小5）の割合	小男54.1% 小女34.0%	小男55.6% 小女36.0%
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における生徒の体力合計点の平均点（中2）	中男42.1点 中女47.8点	中男43.3点 中女51.3点

施策の方向性（４）幼児期における質の高い教育の推進

◆施策の目指す姿

【現在】

幼児期の教育・保育を担う幼稚園等において、幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿の明確化を図り実践する、幼児教育の充実が求められている。



【将来】

子供の育ちと学びをつなぐ幼児教育が推進されるとともに、全ての幼児教育関係者の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」についての理解が深まることで、小学校以降の生活や学習の基盤となる力が高まっている。

◆施策の概要

1 幼児教育の充実

担当課（義務教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター/子育て政策課）

具体的な取り組み

- 公立・私立の別や施設の種別を越えて、一体的に幼児教育推進体制の充実を図ります。【義】
- 幼稚園、保育所、認定こども園における生活の全体を通じ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見通しながら、子供の心情、意欲、態度などの人格形成の基礎を培います。そのために、幼児一人一人の特性に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。【義】
- 幼稚園、保育所、認定こども園の研修の充実を図り、教員や保育士等の指導力向上のための取り組みを推進します。【義・子政】
- 幼稚園、保育所、認定こども園と、保護者、地域、専門機関との連携を促進し、幼児期における豊かな自然体験活動等の推進や家庭教育の充実を図ります。【義】

2 幼児教育と小学校教育との連携

担当課（義務教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/子育て政策課）

具体的な取り組み

- カリキュラムの検討・開発、情報交換、交流活動の実施等、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取り組みを推進します。【義】（再掲）
- 「幼保小の架け橋プログラム」に基づき、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向け、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭間の交流や、指導力向上に向けた取り組みを促進します。【義】（再掲）
- スタートカリキュラムの充実を図り、児童が幼児期の学びや育ちを踏まえ、主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことができる取り組みを推進します。【義】（再掲）
- インクルーシブ教育の推進のため、就学支援の充実が図られるよう市町村に働きかけを行います。【特】

- 特別支援教育における就学支援など就学前からの支援の充実を図るため、市町村と連携し、就学に関する適切な情報提供と幼児の教育的ニーズに応じた支援を行います。【特】
- 幼稚園、保育所、認定こども園、児童発達支援センター、幼児教育センター、市町村の連携の下、適切な支援を推進します。【特・子政】

◆ 成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
幼保小の円滑な接続を図るため、「幼保小の架け橋プログラム」に基づくスタートカリキュラムの編成、実施、評価、改善を行っている小学校の割合	—	95.0%

基本方針3 ふるさとに誇りを持ち、地域や世界で活躍する人材の育成

施策の方向性（1）グローバルに活躍する人材の育成

◆施策の目指す姿

【現在】

グローバル化が急速に進展するなか、外国語によるコミュニケーション能力や主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けたグローバル人材の育成が求められている。



【将来】

充実した言語活動や郷土学習等により、日本やふるさと山梨に愛着や誇りを持ち、コミュニケーション能力や豊かな語学力を駆使して国内外で積極的に活躍する人材が育成されている。

◆施策の概要

1 伝統や文化等に関する教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課 /世界遺産富士山課/文化振興・文化財課）

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○時代に合わせ変化し続ける山梨について学べるよう、郷土学習教材「ふるさと山梨」を改訂し、児童生徒がより一層郷土への関心と理解を深め、郷土を愛し、郷土に誇りを持てるような心を育みます。【義】 ○「ふるさと山梨」郷土学習コンクールや郷土学習実践研究発表大会の実施を通して、児童生徒の郷土学習に対する意欲の向上や学習の成果の交流を図ります。【義】 ○学習教材「富士の国づくりキッズ・スタディ・プログラム」による富士山の文化的価値の学びを通じて、富士山や郷土を大切にする心を育みます。【富】 ○伝統・文化に関する教育を推進するため、各教科等を横断した探究活動において伝統・文化に関する教育を推進します。【高】 ○芸術教科の特性を生かし、表現活動や鑑賞活動を通して文化芸術についての理解を深め、創造的な表現力と発信力を育みます。【義・高】 ○芸術に関する感性を育み、郷土の歴史と文化への理解を深めるため、博物館や美術館などの県内文化施設等の利用促進を図り、学校と連携した博学連携を推進します。【文】 ○地域に根ざした伝統・文化、歴史、環境、産業等について、探究活動を通じて、地域の創り手の育成を図ります。【義・高】

2 英語をはじめとした外国語教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター）

具体的な取り組み

- 小・中・高等学校間の学びを接続させながら、外国語によるコミュニケーション能力を育成します。【義・高】
- 「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やりとり]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の学習到達目標に応じた授業づくりに取り組みます。【義・高】
- 外国語活動及び外国語科の学習において、各単元で「CAN-DOリスト」形式により、学習到達目標を明確にします。【義・高・セ】

3 国際バカロレア教育等の推進や日本人学生・生徒の海外留学支援

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/私学・科学振興課/文化振興・文化財課/スポーツ振興課）

具体的な取り組み

- 豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けた、国際的に活躍できるグローバル人材を育成します。【高・私】
- 国際バカロレアのプログラムに沿い、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、よりよい、より平和な世界を築くことに貢献する探究心や知識を持ち、思いやりに富んだ生徒の育成を図ります。【高】
- グローバル人材の育成に向け、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、グローバルな課題の解決等の探究的な学びを実現する取り組みを推進します。【高】
- 海外留学に必要とされる実践的なコミュニケーション能力を育成するための外国語教育を推進するとともに、海外留学等を体験する高校生の数の増加を図ります。【高・私】
- スポーツや文化芸術活動を通じて次世代を担う青少年の国際交流を促進します。【文・ス】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
郷土学習コンクール参加者へのアンケートにおいて、これからもふるさと山梨について調べることにに対して意欲を持っていると回答した児童生徒の割合	—	80.0%
中学校卒業段階でCEFR A1レベル相当以上を達成した生徒の割合	41.1%	50.0%
高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した生徒の割合	48.5%	60.0%

施策の方向性（2）キャリア教育の推進

◆施策の目指す姿

【現在】

各学校段階を通じたキャリア教育を体系的・系統的におこない、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度をバランス良く育成することが求められている。



【将来】

各学校段階に応じた児童生徒が身に付けたい能力や態度を設定し、児童生徒自身が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通すことができるようになってきている。

◆施策の概要

1 キャリア教育・職業教育の推進

担当課（学校施設課/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/総合教育センター）

具体的な取り組み

- 家庭や地域住民、企業や関係諸機関との連携の下、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育みます。【義・高】
- 小学校から発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進し、将来の社会生活に向けた消費者教育を充実させます。【義・高】
- 小学校から高等学校までのキャリア・パスポートの活用を通じて、児童生徒が自らの学習やキャリア形成を見通し、振り返ることにより主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげていきます。【義・高】
- 発達段階に応じた目標が達成できるよう、企業等の関係機関と連携を図りながら、小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校でのインターンシップ、特別支援学校における産業現場等における実習を実施します。【義・高】
- 高等学校での出前講座、公開授業、進学説明会の開催を通して、自らの進路や自己の将来を考える機会を提供します。【高・セ】
- キャリア教育研究協議会を開催し、指導計画の作成に関する協議や演習を行うとともに、教員の指導力向上に取り組みます。【義・高】
- 学校の中だけでは体験できない多様な社会体験等による探究的な学びの推進を通して、キャリア教育の一層の充実を図ります。【義・高】
- 「山梨県立高等学校における職業教育の方針」に基づき、ローカルリーダーとなる産業人材の育成を推進します。【高】

- 地域社会と連携した取り組みを通して、地域資源の有効活用や地域社会の活性化に貢献する生徒を育成します。【高】
- 地域産業を支えるものづくり人材を育成する観点から、工業系高校生が企業現場で、直接技術者から実践的な指導が受けられる取り組みを推進します。【高】
- 山梨県産業技術短期大学校との連携を推進し、生徒の確かな技術力の習得や、技能検定等の資格取得者数の増加を目指します。【高】
- 機械・電子の知識・技術・技能等をより深く学ぶことができる甲府工業高等学校全日制の専攻科創造工学科において、本県の基幹産業である機械・電子産業界に人材を送り出します。
【高】
- 産業教育に関する教材・設備等の充実を図ります。【施】

2 学校から社会への就職支援

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/労政人材育成課）

具体的な取り組み
○ 就職のミスマッチを防ぐため、山梨労働局や企業団体等の関係機関と連携して、職場体験やインターンシップの充実を図ります。【高】
○ 企業訪問による採用拡大や就業環境の改善、ハローワークやジョブカフェを活用した職業相談の充実などにより、生徒の就職を支援します。【労】
○ U・Iターン就職を促進するため、やまなし暮らし支援センターにおける就職相談の実施や首都圏大学等との就職促進協定の締結、就職フェアの開催などにより、県内就職への支援をします。【労】
○ 就労協力企業等との連携や山梨県障害者職業能力検定の実施により障害者の就労を理解啓発し、特別支援学校の生徒の就職実現に向けた取り組みを推進します。【特】
○ 学校から企業や福祉施設への就労等が円滑に行われるよう、移行支援会議を実施し家庭及び地域や福祉、労働等の関係機関による連携・協働を図ります。【特】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
キャリア・パスポートの利活用に関する調査においてキャリア・パスポート等を「活用している」学校の割合	小78.9% 中70.9% 高77.8% 特92.3%	小100% 中100% 高100% 特100%
県立特別支援学校高等部卒業生のうち就職を希望する生徒の卒業時の就職率	100%	100%

施策の方向性（3）イノベーションを牽引する人材の育成

◆施策の目指す姿

【現在】

デジタル技術の加速度的な発展・普及により社会や経済の構造が大きく変化するなかで、新たな価値を生み出す創造性を持った既存の様々な枠を越えて活躍できる人材の育成が求められている。



【将来】

社会が直面する課題解決のためのイノベーションを牽引する人材を育成するための教育が行われ、高度な知識・技術などを持って、創造的なアイデアを産み出したり、行動できたりする若者や若手研究者の育成が進んでいる。

◆施策の概要

1 優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

担当課（教育企画室/学校施設課/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター）

具体的な取り組み

- 「山梨県立高等学校長期構想2020」等に基づいて、少子化、グローバル化、ICT化などの社会環境の変化に対応できる高校づくりを推進します。【企】
- スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校等を拠点とし、高度な理数教育や情報教育を受けられる機会を提供します。【高】
- 甲府工業高等学校全日制的専攻科創造工学科において、高度な知識や技能を身に付けた即戦力となる人材を育成します。【高】
- 大村智自然科学賞の表彰などを通して、中学生や高校生等の理科・数学及びこれらに関連した分野に対する興味・関心や知的探究心をより一層高めます。【高】
- 地域の人材を活用した理科教育の支援や指導方法についての専門的な研修等による教員の資質・能力の向上を通じ、より分かりやすい授業を工夫します。【義・高・セ】
- 青少年の科学の心を育みながら、理系人材の育成を図るため、科学の魅力を青少年に分かりやすく直接語りかける「未来の科学者訪問セミナー」等を実施します。【義・高】
- 「科学の甲子園ジュニア」山梨県大会を開催し、中学生の科学に関する興味関心の喚起を図ります。【義】
- 大学や研究機関・企業・県立科学館との連携を深め、最先端の科学技術や研究に触れる機会を提供し、科学への関心を高めます。【高】
- 児童生徒が自ら学習課題や学習方法を選択する機会を設けるなど、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習を推進します。【義】（再掲）
- 各教科等において問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるよう、教育課程の実施上の工夫を行います。【義】（再掲）

- 各教科等で身に付けた力を統合的に活用できるよう、文理の枠を越えた教科横断的・総合的な探究課題や自己や集団の生活上の課題に取り組みます。【高】（再掲）
- 理科及び算数・数学教育の充実を図るため、必要な教材・設備等を整備します。【施】

2 やまなしのものづくりを担う多様な人材の育成

担当課（学校施設課/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/私学・科学振興課/労政人材育成課）

具体的な取り組み

- 小中学生のものづくりへの関心を高めるため、ものづくり産業に関わる企業の工場見学や体験学習を実施します。【労】
- 本県の基幹産業を牽引する人材を育成するため、高等教育機関や試験研究機関及び企業等との連携を深め、最先端のものづくり技術に触れる機会を提供します。【高】
- 若手研究者の研究意欲を喚起し、本県の産業振興や地域活性化を担う優れた研究者の持続的な育成を図るため、若手研究者の研究を支援します。【私】
- 学校の中だけでは体験できない多様な社会体験等による探究的な学びの推進を通して、キャリア教育の一層の充実を図ります。【義・高】（再掲）
- 「山梨県立高等学校における職業教育の方針」に基づき、ローカルリーダーとなる産業人材の育成を推進します。【高】（再掲）
- 地域社会と連携した取り組みを通して、地域資源の有効活用や地域社会の活性化に貢献する生徒を育成します。【高】（再掲）
- 地域産業を支えるものづくり人材を育成する観点から、工業系高校生が企業現場で、直接技術者から実践的な指導が受けられる取り組みを推進します。【高】（再掲）
- 山梨県産業技術短期大学校との連携を推進し、生徒の確かな技術力の習得や、技能検定等の資格取得者数の増加を目指します。【高】（再掲）
- 機械・電子の知識・技術・技能等をより深く学ぶことができる甲府工業高等学校全日制の専攻科創造工学科において、本県の基幹産業である機械・電子産業界に人材を送り出します。【高】（再掲）
- 産業教育に関する教材・設備等の充実を図ります。【施】（再掲）

3 起業家教育の充実

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取り組み

- 新たな価値の創出に挑む起業家精神を持つ人材の育成に向け、地域や企業、外部機関と連携・協働した起業家教育の充実を図ります。【高】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
「科学の甲子園ジュニア」参加者へのアンケートにおいて、科学に対する興味・関心が高まったと回答した児童生徒の割合	—	100%
甲府工業高校専攻科卒業生の県内企業への就職率	100%	100%
産業技術短期大学校、峡南高等技術専門校、山梨大学、ポリテクセンター山梨等での技術研修を受けた工業系高校生の割合	10.7%	23.0%

施策の方向性（4）高等教育機関との連携による学びの機会の充実

◆施策の目指す姿

【現在】

地域の活力が低下していくなか、高度な技術や専門的な知識を有する多様な人材を育成する専門性の高い高等教育機関との連携が求められている。



【将来】

高等教育機関や企業等との連携を通して、最新の研究や高度な技術に触れることにより、専門的かつ高度な学びが展開され、イノベーションを担う人材や地域の活性化にも寄与する人材の育成が行われている。

◆施策の概要

1 産学官連携の強化

担当課（高校教育課/私学・科学振興課/労政人材育成課）

具体的な取り組み

- 大学や企業の最新の研究や高度な技術に触れることを通じ、生徒一人一人の能力の伸長に努めるとともに、学習意欲の向上を図ります。【高・私】
- 本県の基幹産業を牽引する人材を育成するため、高等教育機関や試験研究機関及び企業等との連携を深め、最先端のものづくり技術に触れる機会を提供します。【高】（再掲）
- 県内大学等との効果的な連携事業を通じて、地域で活躍する人材育成を図ります。【私】
- 技術系人材確保のため、インターンシップ推進コーディネーターによる企業情報の収集や企業と山梨大学の学生とのマッチング支援等を実施します。【労】

2 山梨県立大学の振興

担当課（私学・科学振興課）

具体的な取り組み

- 山梨県立大学が自主的・自律的な法人運営の下、地域のニーズや時代の変化に柔軟・的確に対応し、個性豊かな魅力ある大学となるような振興を図ります。【私】

施策の方向性（5）スポーツ分野の人材育成

◆施策の目指す姿

【現在】

子供たちの競技種目への適性を見いだすため、県が主体となって体力測定や様々な競技の体験活動を通じて能力や資質を見極め、適性に合った競技につなげることが求められている。



【将来】

世界で活躍できる人材を育成するため、スポーツ関係団体等が連携し、トップアスリートの発掘・育成のシステムが強化されている。
スポーツに携わる多様な人材を創出し、スポーツに関わる裾野が拡大している。

◆施策の概要

1 次世代アスリートを育成する体制の強化

担当課（スポーツ振興課）

具体的な取り組み

- 県民に夢や希望を与え、健康で活力ある生活を営めるよう、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」楽しみが味わえる競技スポーツの推進を図ります。【ス】
- ジュニアの育成からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築やスポーツ環境の整備による選手の育成強化に取り組めます。【ス】

2 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けた取り組みの推進

担当課（スポーツ振興課）

具体的な取り組み

- ジュニアの育成からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築やスポーツ環境の整備による選手の育成強化に取り組めます。【ス】（再掲）
- トップアスリートとのスポーツを通じた交流の促進を図ります。【ス】
- パラスポーツ等の体験等ができる機会を設け、スポーツの楽しみを紹介します。【ス】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
未来のトップアスリートを発掘・育成した数（R4~R10累計）	20人	140人

基本目標Ⅱ 誰もが可能性を伸ばせる教育の推進

基本方針1 きめ細かな質の高い少人数教育の推進

施策の方向性（1）個に応じた指導の充実

◆施策の目指す姿

【現在】

全ての子供がそれぞれの可能性を拓くために、誰一人取り残されない教育環境の充実を進めている。25人学級を小学校1年生から4年生まで実施し、それ以降の学年への導入について検討を行う。



【将来】

少人数教育が推進され、一人一人の子供の可能性を最大限発揮できる教育環境が実現している。

◆施策の概要

1 少人数学級編制による学びの充実

担当課（義務教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取り組み

- 児童生徒へのきめ細かな指導の充実を図るため、少人数学級編制を小・中学校において計画的・段階的に導入することを検討します。【義】
- 習熟度別指導、いじめ・不登校対策、小学校外国語教育への対応など、様々な教育課題に対応した教員等の配置を行います。【義・特】
- 義務教育9年間を見通した指導体制に資する小学校高学年への教科担任制の円滑な導入と指導の充実を図ります。【義】

2 特色ある教育活動の充実

担当課（義務教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取り組み

- 小規模学校での先進的で特色ある教育活動への支援と全県への波及を図ります。【義】
- 発達障害を含む多様な子供たちの学びの充実を図ります。【特】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
少人数教育の質問紙調査において、自分の考えをいつも発表していると回答した児童の割合	44.7%	50.0%

基本方針2 多様な教育ニーズへの対応

施策の方向性 (1) 全ての子供に対する教育機会の確保

◆施策の目指す姿

【現在】

生活に困窮する家庭や子供に対する支援は徐々に広がっているものの、持続可能な仕組みや困難からの脱却につながる体制になっていない。大学進学を望みながらも、学習の機会が十分に確保できていない高校生への支援が求められている。



【将来】

県内のいずれの地域でも安定して支援が受けられる。また、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての高校生が主体的に自己の進路を選択し、進路実現に向けて、学習に取り組んでいる。

◆施策の概要

1 教育の機会均等に向けた教育費負担の軽減

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課 /私学・科学振興課/子ども福祉課）

具体的な取り組み

- 一定収入額未満世帯の生徒への支援として、高等学校の授業料に充てる就学支援金を給付するとともに、奨学のための給付金の支給や学び直しへの支援、家計急変への支援を行います。
【高・私】
- 経済的に余裕のない世帯の生徒が安心して教育が受けられるよう、高等学校への入学に要する費用負担を軽減するため、入学準備金の給付を実施します。【高・私】
- 高等学校等在学学生に対し、育英奨学金を貸与し就学を支援します。【高】
- 定時制・通信制課程に在学する勤労青少年に対し、修学奨励金の貸与を行います。【高】
- 特別支援学校に就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、当該世帯を対象として、その負担能力の程度に応じて特別支援学校への就学に必要な経費の一部を支援します。【特】
- 幼稚園・保育所・認定こども園から高等学校までに在籍する交通遺児に対する奨学金の給付、県内小・中・高等学校に在籍する交通遺児に対する入学及び就職支援金の給付を実施します。
【高】
- 「やまなし子どもの貧困対策推進計画」や「やまなし子どもの貧困対策推進協議会」の議論を踏まえ、市町村、関係支援団体と連携・協働し、総合的な子供の貧困対策を推進します。【子福】

2 学校教育における学力保障・進路支援、福祉関係機関等との連携強化

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/総合教育センター/私学・科学振興課/福祉保健総務課/子ども福祉課）

具体的な取り組み

- 貧困やヤングケアラーなどの状態にある児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげられるよう、スクールソーシャルワーカーの活用を積極的に図り、福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。【特・子福】
- 障害や特性のある幼児児童生徒への指導や支援について、特別支援学校のセンター的機能を活用するとともに、外部専門家や看護師と連携して支援の充実を図ります。【特】
- 生活保護世帯や生活困窮世帯の子供を対象に学習支援を実施し、学習意欲を高め学力や進学率の向上を図るとともに、居場所の提供を通じて、日常生活習慣の形成や社会性の育成を行います。【子福】
- 幼稚園・保育所・認定こども園と保護者・地域・専門機関との連携を促進します。【義】
- 児童生徒に切れ目ない支援や指導が継続されるよう、異校種間で情報交換等を行います。【特】（再掲）
- 国の事業を活用しながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談の充実や関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。【義・特・セ】（再掲）

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
民間と連携した生活困窮世帯の子供への学習支援を利用する子供の数	70人	160人

施策の方向性（2）多様な学びの実現

◆施策の目指す姿

【現在】

不登校児童生徒や外国にルーツをもつ児童生徒の増加など、子供を取り巻く環境が多様化・複雑化しており、適切な学びや支援を受けられる環境づくりが求められている。



【将来】

関係機関の連携により、多様な背景を持った子供への対応力が向上し、そのような児童生徒が適切に学べるように寄り添った支援が行われている。

◆施策の概要

1 不登校児童生徒等の教育の機会の確保

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター）

具体的な取り組み

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに、関係機関が連携した支援や遠隔教育の推進など多様な教育の機会の確保を推進します。【特】
- 不登校児童生徒が個に応じた学習や体験活動等を行えるよう、市町村と連携し、市町村設置の教育支援センターの機能充実の支援に努めます。【特・セ】
- 小・中学校等において就学の機会が提供されなかった人々に対する教育の機会を提供するため、夜間中学の在り方について検討します。【特】
- 不登校児童生徒の学びの場として、学びの多様化学校の在り方について検討し、市町村と連携して取り組みます。【特】
- NPOやフリースクールといった民間団体、学校、行政によるネットワーク会議を開催し、不登校児童生徒の支援について協議し、連携を深めます。【特】

2 帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取り組み

- 日本語指導担当者を対象とした研修を実施し、日本語指導等の充実を図ります。【義】
- 帰国児童生徒の学校生活への円滑な適応に向けて支援するとともに、海外での学習・生活体験を尊重し、個性や特性の伸長を支援します。【義】
- 外国人児童生徒への支援により、就学の促進を図ります。【義・高・特】

3 ジェンダー平等に向けての教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/男女共同参画・共生社会推進統括官）

具体的な取り組み

- 児童生徒が性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮できるようジェンダー平等に向けての教育を推進します。【義・高・特】
- 男女混合名簿の導入やジェンダー平等の観点による校内規程の見直しの検討等を促します。【義・高・特】
- 男女共同参画に関する理解の促進に向けて、発達段階に応じた子供への意識啓発や、保育者や保護者に対する意識啓発を行います。【共】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」における学校内外の機関で相談・支援を受けている不登校児童生徒の割合	小中66.5% 高60.0%	小中100% 高100%

施策の方向性（3）特別支援教育の充実

◆施策の目指す姿

【現在】

共生社会の形成に向けた特別支援教育への理解が進み、インクルーシブ教育が推進されるなか、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加している。



【将来】

障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学んでいる。個別の教育ニーズに的確に応えた教育が、すべての校種において提供されている。

◆施策の概要

1 幼稚園・小中学校・高等学校等における特別支援教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/総合教育センター/子ども福祉課）

具体的な取り組み

- インクルーシブ教育を推進するため、市町村の行政機関や幼稚園・小中学校・高等学校における教育の理解啓発に努めるとともに、特別支援学級に在籍する児童生徒の適切な学びの場の見直しを行います。【特】
- 個々のニーズに応じたきめ細かな指導や合理的配慮の提供、通級による指導の充実により、通常の学級における特別支援教育の充実を図ります。【特】
- 全ての教員の専門性の向上を目指し教員のキャリアに応じた研修を実施するとともに、管理職や特別支援教育コーディネーターに対する研修の充実により、小・中・高等学校等における校内支援体制の充実を図ります。【特】
- 医療的ケア児とその家族の生活を社会全体で支えるため、看護師等による支援環境を整えるなど支援体制の充実に努めます。【特】
- 学びや体験を通じた障害の理解や障害のある子供と障害のない子供の相互理解の促進により、特別支援教育の理解啓発を図ります。【特】
- 病弱教育の充実を図るため、地域の中核病院に入通院し、学びの継続を必要とする児童生徒への教育支援体制を検討します。【特】

2 多様な学びの場の体制整備

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取り組み

- 通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校など、特別支援教育における多様な学びの場の充実を図るため、支援体制等の検討を行います。【特】

3 特別支援教育における就学前からの支援と就学支援の充実

担当課（特別支援教育・児童生徒支援課/子育て政策課）

具体的な取り組み

- 障害のある幼児児童生徒に対する切れ目のない継続的な支援を行うため、進学等の移行期において必要な情報を確実に引き継ぐよう周知を図ります。【特】
- 特別支援教育における就学支援など就学前からの支援の充実を図るため、市町村と連携し、就学に関する適切な情報提供と幼児の教育的ニーズに応じた支援を行います。【特】（再掲）
- 幼稚園、保育所、認定こども園、児童発達支援センター、幼児教育センター、市町村の連携の下、適切な支援を推進します。【特・子政】（再掲）

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
小・中・高等学校において通級による指導を受けている児童生徒数	1,226人	1,350人

基本方針3 人生100年時代を見据えた生涯学習の充実

施策の方向性（1）生きがいを持ち、社会参画するための学びの推進

◆施策の目指す姿

【現在】

人生100年時代を見据え、豊かな人生を送るため、子供から大人まで、障害の有無にかかわらず、自らが希望する学習や運動・文化の機会に触れることができる社会の実現が求められている。



【将来】

誰もが生涯を通じて必要なときに望む学習や運動などを行うことができるよう、学習や運動・文化の機会が充実しているとともに、学びの成果を社会での活動で生かすことができている。

◆施策の概要

1 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課/総合教育センター/県民生活安全課）

具体的な取り組み

- 生涯学習推進センターにおいて、生活に関わりのある新しい技術、法律、自然現象などを題材とした講座を実施します。【生】
- 社会教育活動を推進する一環として、地域の課題発見や課題解決に向けて、具体的に行動できる地域住民の学習機会を増やします。【生】
- 外部人材等を活用しながら学校教育を通じて、社会の形成者として主体的に参画する資質・能力を育成します【義・高】
- 多様な人材の参画による教育支援活動が積極的に行われるよう、地域と学校の連携・協働の下、地域学校協働活動を推進します。【生】
- 日常生活では経験することが難しい体験活動や交流活動を通して、次代を担う地域の若者の資質や能力の育成に努め、青少年リーダーの育成を図ります。【生】（再掲）
- 青少年の豊かな体験活動を推進するため、青少年教育関係団体との連携を強化するとともに、青少年教育施設のプログラムや指導者の質の向上を図ります。【生】（再掲）
- 自立した消費者を育成するために、学校教育を通じて限りある物や金銭が大切であることや、自分の生活が身近な環境に与える影響に気付かせます。【義】
- 教員を対象にした研修会を実施し、教員の指導力向上を支援するとともに、県民生活センター等による出前講座を活用して、消費者トラブルに対応できる能力を育みます。【安】（再掲）
- 青少年健全育成に関わる団体と連携し、「消費者の視点」を組み込んだ学習機会を提供します。【生】（再掲）

2 生涯学習環境の充実

担当課（生涯学習課）

具体的な取り組み

- 県民の学習活動を支援するため、「やまなしまなびネットワークシステム」を活用し、多様なニーズに沿った学習情報や人材等についての情報提供の充実を図ります。【生】
- 県民の生涯学習活動の場を提供するため、生涯学習推進センターにおいて多彩で魅力ある講座等を実施します。【生】
- 生涯学習の基盤として、県民の調査研究及び地域の文化・経済の発展に役立つ資料の整備・充実を図ります。【生】
- キャンパスネットやまなしを活用し、生涯学習の総合的な推進を図ります。【生】
- 高齢期の豊かな人生の実現を図り、自立や協働の学びを通して、地域の活性化に寄与する人材を養成する場を提供する「山梨ことぶき勸学院」において、生涯学習機会の充実に取り組みます。【生】

3 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

担当課（スポーツ振興課）

具体的な取り組み

- 生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むため、運動やスポーツに対する意識の啓発を図ります。【ス】
- 関係機関との連携・協働により、県民の誰もが、各人の自発性の下、各々の興味・関心・適性等に応じて、日常的にスポーツ活動に参画できるよう取り組みます。【ス】
- スポーツへの参画機会の充実を図ることにより、一人一スポーツを推進し、県民全体のスポーツ実施率の向上に取り組みます。【ス】
- 県民が自発的・自主的に参画する地域スポーツの環境を充実するため、総合型地域スポーツクラブの育成を推進します。【ス】
- スポーツに関わる様々な主体が連携・協働し、指導者の育成、施設や情報の充実等を図ります。【ス】
- 2032(令和14)年に予定される国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催の内定を契機に県民のスポーツに対する意識啓発を図ります。【ス】
- トップアスリートの技術や経験などを地域スポーツに還元するなど、スポーツに係る好循環の仕組みを創出します。【ス】

4 障害者のスポーツ、文化芸術活動の振興等

担当課（特別支援教育・児童生徒支援課/障害福祉課/スポーツ振興課）

具体的な取り組み
○ 身近な場所でスポーツに親しむ機会の充実や環境づくり及び特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進します。【ス】
○ 障害者を指導するパラスポーツ指導員等を育成・派遣するとともに、各種スポーツ大会への参加促進や全国規模の大会へ選手を派遣するなど、障害者スポーツの普及を図ります。【ス】
○ 障害者の文化芸術活動を推進するため、鑑賞機会の充実を図るとともに、特別支援学校へ芸術家を派遣する事業等により、障害者が文化芸術活動に取り組みやすい環境づくりを推進します。【特】
○ 文化芸術活動に取り組む障害者施設や個人の要望・相談に応じ、活動が県内全域に広がるよう、指導員の派遣などを行います。【障】
○ 障害者が制作した絵画等の作品を展示する障害者文化展や、歌やダンスなどの舞台発表や障害者施設で作られた製品の展示販売を行う障害者芸術・文化祭などを開催し、文化芸術活動を通じた障害者の自己実現・自己表現を支援します。【障】

5 生涯学習を通じた学習成果の活用のための環境整備

担当課（生涯学習課）

具体的な取り組み
○ 生涯学習推進センターにおいて、学校や家庭・地域社会などで培われた様々な学習成果を実践につなげていく「市民自主企画講座」などを実施し、地域における指導者を育成・支援します。【生】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
山梨県障害者文化展への出展作品数	1,041点	1,220点
生涯学習推進センター講座の受講者アンケートにおいて、学んだことを今後の地域などの活動に生かせると肯定的に回答した受講者の割合	—	90.0%
学習状況提供件数（まなびネットワークシステムでの提供件数）	1,030件	1,500件

施策の方向性（2）生涯を通じた文化芸術活動の推進

◆施策の目指す姿

【現在】

県民一人一人が生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより心豊かな人生を送ることができるよう文化芸術活動の積極的な展開が求められている。



【将来】

創作活動や鑑賞活動の主体となる県民の参画の下、文化芸術活動が活発に展開され、豊かな人間性が涵養され、創造力と感性が育まれている。

◆施策の概要

1 文化芸術に親しむ機会の充実

担当課（文化振興・文化財課）

具体的な取り組み

- 県民の要望に応じた文化芸術普及及び事業の充実を図るため、県立文化施設において、絵画や文学・歴史等に関する多種多様な展覧会、講演会及び体験型講座等を開催します。また、県立文化施設等が連携して本県文化振興の一層の推進、県内外への発信強化を図ります。【文】
- 地域の人々が文化ボランティアとして展示解説や運営に参加しやすい環境づくりを行い、県民が身近で親しみを感じる文化施設を目指します。【文】
- 県民に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、文化力の一層の向上を図ります。【文】

2 芸術家等の養成、文化芸術振興策の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別援教育・児童生徒支援課/文化振興・文化財課）

具体的な取り組み

- 芸術家と子供たちの交流事業や優れた文化芸術作品の鑑賞の機会等を通して、豊かな創造力や感性、表現力などの育成に取り組みます。【文】
- 文化芸術の振興と文化力の向上のため、文化芸術活動を行う個人や団体の交流を促進し、活動の拡大や次世代の育成を図ります。【文】
- 芸術教科の特性を生かし、表現活動や鑑賞活動を通して文化芸術についての理解を深め、創造的な表現力と発信力を育みます。【義・高】（再掲）
- 地域や学校において、世界文化遺産や伝統・文化ならびに新たな文化の創造に関する活動を推進するとともに、それらに参加・発表する機会を確保します。【義】
- 文化活動の活性化を進めるとともに、県高等学校芸術文化祭等への参加・発表の機会を確保します。【高】
- 各教科等の授業や部活動において、地域の優れた芸術家や文化活動の指導者、文化財保護に携わる人々等と教員が協力して指導する取り組みを進めます。【義】（再掲）
- 芸術に関する感性を育み、郷土の歴史と文化への理解を深めるため、博物館や美術館などの県内文化施設等の利用促進を図り、学校と連携した博学連携を推進します。【文】（再掲）

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
県民文化祭における部門別フェスティバルへの出演・出品者数	2,885人	6,440人

施策の方向性（3）リカレント教育の推進

◆施策の目指す姿

【現在】

社会や経済環境の変化に伴い、社会人や企業に求められる技術等を習得する機会や、社会の課題解決等に資する能力を身に付けるために必要な教育の場の提供が求められている。



【将来】

社会人の多様なニーズに対し、キャリアアップやスキルアップにつながる学びの場が整備されている。

◆施策の概要

1 学ぶ意欲の喚起

担当課（私学・科学振興課）

具体的な取り組み

- 山梨県立大学の公開講座等の受講を契機とし、働きながら学び続ける機会の創出に努めます。
【私】

2 社会人のスキルアップの支援

担当課（生涯学習課/私学・科学振興課/労政人材育成課）

具体的な取り組み

- 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進します。【私・労】
- 社会人が働きながら学びやすいよう、プログラムの提供を工夫し、社会人のスキルアップを支援します。【労】
- 働く人のリスキリング推進拠点として「やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ」を設置し、キャリアアップに資する講座を提供します。【労】
- 学ぶ意欲を持つ社会人等が職業生活等に関連する講座情報を効率的に入手できるよう、情報発信の質の向上を図ります。【生】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2026年度の 目標値
やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ利用者数（R5～R8累計）	—	2,000人
やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ利用者満足度（R5～R8平均）	—	80.0%

※2027年度以降の目標値は、県総合計画に準じて設定する予定です。

基本方針4 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域教育力向上

施策の方向性（1）学校・家庭・地域の連携・協働の推進

◆施策の目指す姿

【現在】

家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化により、地域における支え合いやつながりが希薄化しており、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。



【将来】

地域の子供の成長・発達を支援するために、学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみの連携・協働を進めることで教育力の向上が図られ、地域全体で子供たちの成長を支えている。

◆施策の概要

1 学校を核とした地域づくりの推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課）

具体的な取り組み

- 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、学校を核とした地域づくりの推進に取り組みます。【義・高・特・生】
- 保護者や地域住民の力を学校運営に生かす仕組みであるコミュニティ・スクールの導入により、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図ります。【義・高・特】
- 地域住民の協力により実施する地域学校協働活動や放課後子供教室等の積極的な取り組みを推進します。【生】
- 地域で子供たちを見守り育てる活動支援について、市町村・子供クラブ等関係団体・地域住民が一体となって取り組みます。【生】

2 家庭教育支援の充実

担当課（生涯学習課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取り組み

- 家庭教育推進番組や各種メディアを利用して、家庭教育や相談体制に関わる情報提供を行います。【特・生】（再掲）
- 各相談機関と連携し、子育て相談総合窓口「かるがも」において、家庭教育や子供の発達などに関する悩みや不安に対し、必要な助言を行います。【生】（再掲）
- 家庭教育の基本となる家族のコミュニケーションを豊かにするため、おすすめの本を紹介し、「家読（うちどく）運動」を推進します。【生】（再掲）

3 地域による教育支援の充実

担当課（義務教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課/保健体育課
/文化振興・文化財課/スポーツ振興課）

具体的な取り組み
○ 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域の創生につながる地域学校協働活動を推進します。放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進し、学習機会の充実を図ります。【特・生】
○ 多様な人材の参画による教育支援活動が積極的に行われるよう、地域と学校の連携・協働の下、地域学校協働活動を推進します。【生】（再掲）
○ 地域において、公立中学校における休日部活動を地域クラブ活動に円滑に移行できるよう地域の運営団体、実施主体を支援します。【保】
○ 子ども読書支援センター（県立図書館）を中心に、県内各地域での読書活動の啓発や情報提供などの支援を行います。【生】（再掲）

4 安全・安心な居場所の確保

担当課（生涯学習課/子育て政策課）

具体的な取り組み
○ 放課後子供教室や放課後児童クラブ等に関わる担当者及び指導者の資質向上のための研修会の充実を推進します。【生】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
コミュニティ・スクールを導入した小・中学校の割合	31.9%	80.0%
コミュニティ・スクールを導入した県立学校の割合	10.8%	100%
地域学校協働活動推進員等が配置されている学校の割合（小・中・県立学校）	4.6%	60.0%

基本方針5 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

施策の方向性（1）社会教育の体制整備

◆施策の目指す姿

【現在】

家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化により、地域における支え合いやつながりが希薄化しており、持続的な地域におけるコミュニティを支える取り組みが求められている。



【将来】

地域住民のニーズに応じた学習機会の提供などを通じて、多様な団体や組織、地域住民等によるネットワークが構築されて、地域の人材が育ち、地域社会が抱える課題の解決に向けて取り組みが行われている。

◆施策の概要

1 社会教育の振興・中核人材の育成

担当課（生涯学習課）

具体的な取り組み

- 社会教育関係者を対象にした研修会等の実施を通して、社会教育の推進に中核的な役割を果たす指導者を養成します。【生】
- 社会教育振興フォーラムの開催や体験交流事業への支援等を行い、社会教育団体の活性化を図ります。【生】
- 地域住民の協力により実施する地域学校協働活動や放課後子供教室等の積極的な取り組みを推進します。【生】（再掲）
- 子供の読書活動を進めていくため、専門的な知識や技術をもった指導的人材の育成と活用を図ります。【生】
- 社会の多様な分野において活躍が期待されている社会教育士の普及に向けた取り組みを実施するとともに、社会教育人材のネットワーク化を促進します。【生】
- 図書館等において、専門的な資料等の整備やネットワークを活用した情報提供、資料の貸出などを積極的に行うとともに、県民のニーズに応じた様々な内容のイベントを行い、交流を促し賑わいを創出します。【生】

2 持続可能な社会教育施設の運営

担当課（生涯学習課/文化振興・文化財課）

具体的な取り組み

- 公民館、図書館及び博物館等が地域の要請に応じて多様な学習機会を提供していくことができるよう、「学びの場」としての効率的な運営と連携を図ります。【生・文】
- 山梨県公共施設等総合管理計画及び山梨県公共施設マネジメント実施方針に基づき作成した施設カルテに基づき、図書館及び博物館、美術館等の県立社会教育施設について、長寿命化対応等の計画的な老朽化対策等を行います。【文】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
地域学校協働活動推進員等が配置されている学校の割合 (小・中・県立学校) (再掲)	4.6%	60.0%

基本目標Ⅲ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

基本方針1 教育DXの推進とデジタル社会を担う人材の育成

施策の方向性（1）GIGAスクール構想の推進

◆施策の目指す姿

【現在】

GIGAスクール構想により、1人1台端末環境が整備されたが、まだ日常使いには至っておらず、その活用については学校や教員によって差がある。



【将来】

GIGAスクール構想により、整備された1人1台端末が文房具のように日常的に使われるとともに、デジタル教科書やデジタル教材等を積極的に活用している。1人1台端末の活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」が行われ、情報活用能力が一層身に付いている。

◆施策の概要

1 1人1台端末の活用

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター）

具体的な取り組み

- 1人1台端末を効果的に活用した「子供主体の授業づくり」に向けて、授業での積極的な利用を推進します。【義・セ】
- 1人1台端末を活用した授業改善に向けて、教員研修の充実を図ります。【高・セ】
- GIGAスクール推進協議会をはじめとした市町村との情報交換の場等において、1人1台端末活用の好事例等の情報を共有します。【義】
- 令和6年度以降のGIGAスクール構想における1人1台端末更新にあたり、共同調達に係る会議体を設置し、円滑な更新事務を進めながら、1人1台端末の日常的な利活用への指導を行います。【企・義】

◆成果指標

指標	2022年度の現況値	2028年度の目標値
全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、学校の授業時間以外に平日1日当たり30分以上勉強のためにPC・タブレットなどのICT機器を活用すると回答した児童生徒の割合	44.7%	100.0%
全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、児童生徒に1人1台端末の持ち帰りを毎日させていると回答した小・中学校の割合	10.3%	80.0%

施策の方向性（2）情報活用能力の育成

◆施策の目指す姿

【現在】

整備されたICT教育環境を効果的に活用できるよう教員のICT教育の実践力の向上が求められている。STEAM教育や高等学校における情報教育など、新たな学びの充実が求められている。



【将来】

教員のICT実践力が強化され、全ての児童生徒が校種・地域・学校規模に関わらず質の高い教育を受けている。課題解決型の探究的な学びや高等学校の情報教育等を通して、情報活用能力を育む教育が行われている。

◆施策の概要

1 各教科等の指導におけるICT活用の促進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター）

具体的な取り組み

- 授業などにおいてICT環境を日常的にかつ効果的に活用しながら、主体的・対話的で深い学びの充実を図ります。【高】
- 総合教育センターの研修を通して、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、新たな情報技術（生成AI等）を授業に適切かつ効果的に活用し、学びの充実を図ります。【セ】
- ICTを生かして、多様な他者と協働したり自己調整したりして学習を進めていく「子供主体の授業」への授業観の転換を図ります。【義・高】

2 情報活用能力の育成

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター）

具体的な取り組み

- 課題解決型の学びや探究活動において、情報及び情報技術を活用しながら、情報活用能力など学習の基盤となる資質・能力を育成します。【セ】
- より高度にプログラミングを学びたい児童生徒を対象にしたスーパーサイエンスハイスクール（SSH）の出前授業等を実施し、学校種を超えて小中学生が発展的に学べる環境づくりを推進します。【高】
- 大学、専修学校等と連携・協働して、AIなどの先端分野や専門分野の公開講義、出張講座等を実施し、学習意欲を高める機会を提供します。【高】
- 総合教育センターの研修を通して、教員の情報モラル、情報セキュリティの理解を深め、指導に生かすことで、児童生徒の情報社会に参加する態度の育成を図ります。【セ】（再掲）

3 ICTを活用した教科横断的な学習の推進

担当課（義務教育課/高校教育課）

具体的な取り組み

- 高等学校においては、総合的な探究の時間や理数探究を中心としてSTEAM教育などを推進し、各教科等の学びを基盤とし、様々な情報を活用、統合し課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結びつけていく資質・能力を育成します。【高】
- 小中学校においては、理数教科や総合的な学習の時間等において、児童生徒の発達段階や興味・関心に応じた教科等横断的な学習に取り組みます。【義】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合	小78.2% 中78.4% 高81.3% 特80.8%	小100% 中100% 高100% 特100%

施策の方向性（3）校務DXの推進

◆施策の目指す姿

【現在】

教育データの利活用を進め、データ連携・分析等による学習指導や学級経営の高度化・効率化が求められている。



【将来】

校務DXの推進により校務系と学習系等のデータ連携の高度化・効率化が図られることにより、教育データの効果的な利活用が行われ、教員の業務が最適化されている。

◆施策の概要

1 校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/総合教育センター）

具体的な取り組み

- 情報セキュリティの確保に努め、児童生徒の個人情報や教育成果等の情報を適切に守ります。
【高】
- 学校における事務の一層の効率化を進め、教員の業務負担軽減及び教育の質の向上を図るため、DXの観点による校務のICT化に取り組むとともに、校務DXによる働き方改革に関する教員研修の充実を図ります。【義・高・セ】
- 学習系データを集団としてどのように捉え活用するか研究を進めます。また、学習系と校務系とのデータ連携に向けた環境を整えるとともに、実践を進めます。【高】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力を持つ教員の割合	小86.9% 中85.7% 高91.1% 特92.7%	小100% 中100% 高100% 特100%

基本目標Ⅳ 学校を取り巻く教育環境の整備

基本方針1 子供と向き合う時間の確保に向けた取り組みの推進

施策の方向性（1）学校における働き方改革の推進

◆施策の目指す姿

【現在】

教員の時間外勤務は学校における働き方改革により、一定程度改善傾向にあるものの、依然として教員の時間外勤務は多い状況にある。



【将来】

学校における働き方改革などの教員の働く環境の整備により、子供たちと向き合う時間が確保され、子供たち一人一人の豊かな学びを目指した教育が行われている。

◆施策の概要

1 学校における業務の効率化

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/保健体育課/総合教育センター/私学・科学振興課）

具体的な取り組み

- 各学校において、授業時数の見直しや、会議や業務の効率化、学校行事や部活動の負担軽減、校内組織の見直し、地域人材の活用等の学校の働き方改革について計画的な取り組みを進め、教材研究等の教員が子供と向き合うための時間確保に努めます。【企】
- 国が示す「学校や教師が担う業務に係る3分類」に基づく取り組みを進めます。【企】
- 教員が子供と向き合う時間を確保するため、学校現場への文書事務を削減する「県教育委員会から学校現場への文書半減プロジェクト」を実施します。【企】
- 学校における事務の一層の効率化を進め、教員の業務負担軽減及び教育の質の向上を図るため、DXの観点による校務のICT化に取り組むとともに、校務DXによる働き方改革に関する教員研修の充実を図ります。【義・高・セ】（再掲）
- 教育委員会主催の会議や研修、調査やアンケートの縮減を図ります。【セ】
- 放課後に会議や部活動を行わない「きずなの日」と定時退校日をそれぞれ年20回以上実施し、子供と向き合う時間の確保や教員の定時退校の推進につなげます。【企】
- 勤務時間に関する教員の意識改革を推進するため、適正な勤務時間の設定及び勤務時間管理の徹底を行います。【高】
- 長期休業期間において年次有給休暇等を確保できるよう、学校の状況に応じて一定期間の学校閉庁を実施します。【企】
- 部活動については、適切な活動時間や休養日の設定等についてガイドラインに基づいた活動を推進します。【保】
- 公立中学校における休日部活動の地域移行・地域連携を推進します。【保】

2 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/保健体育課/総合教育センター/私学・科学振興課）

具体的な取り組み
○多様な専門性を持つ外部人材やサポートスタッフ等と効果的に連携・業務分担を行い、チーム学校を実現するための体制構築に取り組むとともに、教員が専門性を発揮し、新たな時代の教育に対応する質の高い教育活動を展開します。【義・保】
○複雑化・多様化した学校の課題解決に向け、外部人材を活用するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学習支援員等の専門スタッフの配置の推進とその資質の向上を図ります。【義・高・特】
○教師に代わる指導や大会引率等を担う部活動指導員等の配置を推進し、教員の負担軽減を図るとともに、生徒のニーズを踏まえた活動の充実を図ります。【義・保・特】
○ICTの活用による教育活動の充実や生成AIなどの新しい情報技術への適切な対応のため、ICT支援員などの外部人材の配置に努めます。【セ】
○国の事業を活用しながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談の充実や関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。【義・特・セ】（再掲）

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
月あたり正規の勤務時間を80時間以上超過する教育職員の割合（年平均※）	6.9%	0.0%
「きずなの日」と「定時退校日」をそれぞれ年20回以上、実施している学校の割合	小中75.4% 高特74.6%	小中100.0% 高特100.0%
平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動の顧問の割合	中（平日）91.1% 中（土日）97.2% 高（平日）83.8% 高（土日）86.7%	中（平日）100.0% 中（土日）100.0% 高（平日）100.0% 高（土日）100.0%

※ 月あたりの時間外在校等時間が80時間を超過した教育職員の割合を12ヶ月で割って年平均を算出したもの

施策の方向性（2）魅力ある学校を支える指導体制の充実

◆施策の目指す姿

【現在】

採用倍率の低下や「教員不足」の問題が生じている。「令和の日本型学校教育」（中央教育審議会答申）では、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続ける教員の姿が示された。やまなし教員等育成指標に基づいて、教員の資質・能力の向上を図っている。



【将来】

働き方改革の推進や選考検査の改善等により多様な専門性を持つ質の高い人材が安定的に確保できている。研修の充実や管理職のマネジメントにより、質の高い教職員集団が形成されている。

◆施策の概要

1 教員の確保

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/保健体育課/総合教育センター/私学・科学振興課）

具体的な取り組み

- 教員選考検査をはじめとする教員の確保策について適宜見直しなどを図り、多様な人材を確保します。【義・高】
- 学校における働き方改革を進めるとともに、本県の教職の魅力を発信することで、山梨の教育を支える質の高い教員の確保に努めます。【企・保】
- 教員確保のため、教員選考検査に「加点制度」などを導入し、様々な専門性を有する質の高い人材を確保します。【義】
- 大学等との連携を深め、教職や学校現場の魅力をアピールすることにより、本県を受検する学生の増加に取り組みます。【義】
- 教員選考検査周知のためのポスターや教職の魅力を伝えるパンフレットの配付、SNSでの発信により、今後より多くの人材を確保していくことに努めます。【義】

2 教員の指導環境の整備

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課/保健体育課/総合教育センター/私学・科学振興課）

具体的な取り組み

- 児童生徒へのきめ細かな指導の充実を図るため、少人数学級編制を小・中学校において計画的・段階的に導入することを検討します。【義】（再掲）
- 学校評価制度のアンケート項目を適宜見直し、アンケート結果の整理・分析等の充実を図りながら、その結果を開かれた学校づくりと教職員の資質向上に向けた改善に活かします。【高】

- 小規模学校での先進的で特色ある教育活動への支援と全県への波及を図ります。【義】（再掲）
- 特別支援学校と小中学校、高等学校との人事交流を促進し、特別支援教育の理解推進を図ります。【特】
- 教育条件に地域間格差が生じないように、人事交流等を有効に活用し、リーダーとなる教員の配置や年齢構成の平準化を行うなど、教員の適正な配置を進めます。【高】
- 習熟度別指導、いじめ・不登校対策、小学校外国語教育への対応など、様々な教育課題に対応した教員等の配置を行います。【義・特】（再掲）
- 教員の一人一人が専門性を発揮でき、スクールカウンセラー等の専門スタッフと連携・協働するチームとしての学校づくりを推進します。【義】
- 複雑化・多様化した学校の課題解決に向け、外部人材を活用するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学習支援員等の専門スタッフの配置の推進とその資質の向上を図ります。【義・高・特】（再掲）
- 教師に代わる指導や大会引率等を担う部活動指導員等の配置を推進し、教員の負担軽減を図るとともに、生徒のニーズを踏まえた活動の充実を図ります。【義・保・特】（再掲）
- コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の仕組みづくりを推進し、学校と地域が連携・協働して子供を育てる学校づくり・地域づくりを進めます。【義・高・特・生】
- 指導に課題のある教員に対して、早期に適切な指導や助言を行えるよう、きめ細かな支援体制の整備を進めます。【義・高・セ】

3 学校教育を担う教員の資質・能力の向上

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/保健体育課
/総合教育センター/私学・科学振興課）

具体的な取り組み

- 教員の資質・能力と実践力を高め、本県が求める教員像を実現するために「やまなし教員等育成指標」を基に、大学や各関係機関等との連携、及び研修内容の充実を図ります。【セ】
- 校内での研修会を充実させることにより、教員の見識を高めるとともに指導力の向上を図ります。【義】
- 全ての教員が特別支援教育の専門性を身に付け、資質向上を図るため、特別支援教育に関する専門研修の充実や特別支援学校免許状保有率の向上を図ります。【特】
- 管理職の危機管理の研修の充実を図ります。【セ】
- 教員の資質や能力、専門的実践力向上のために、独立行政法人教職員支援機構の研修及び県内企業への研修を積極的に進めます。【高】
- 子供を主体とした魅力ある授業の展開に向けて研究指定校において授業改善を進め、その成果を地域に普及させます。【義】

- 教員育成協議会を通じて、養成・採用・研修の一体的な取り組みを推進します。【企・セ】
- 魅力ある授業の展開のために、学力調査の結果分析によって明らかになった成果と課題を踏まえた研修の実施、教材の開発等を充実させるとともに、学校訪問や研修会等により教員へ必要に応じた適切な指導や助言を行います。【高・セ】
- 全ての教員の専門性の向上を目指し教員のキャリアに応じた研修を実施するとともに、管理職や特別支援教育コーディネーターに対する研修の充実により、小・中・高等学校等における校内支援体制の充実を図ります。【特】（再掲）
- 総合教育センターがこれまでに蓄積してきた本県の教育研究の成果や各学校や各種教育研究団体の研究成果をデータベース化し、活用の推進を図ります。【セ】
- 人事評価制度を充実させ、評価を通じた能力開発や意識改革等を進め、教職員の資質向上を図ります。【高】
- 公立高等学校と私立高等学校の教員が、授業を参観し合い研究協議を共にすることにより、各自の授業力の向上を図るとともに、お互いの教育観の理解を深め、地域教育への協力意識の向上を図ります。【高】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
総合教育センターの研修会受講者アンケートの回答のうち、「資質・能力の向上につながった」と回答した者の割合	—	97.0%
小・中・高等学校の全教員のうち、特別支援教育に関連した研修会及び講習会を受けた割合	小92.3% 中78.7% 高100%	小100% 中100% 高100%

基本方針2 質の高い教育のための環境整備

施策の方向性（1）安全安心な教育環境の整備

◆施策の目指す姿

【現在】

県立学校施設は、築30年以上の建物が4割を超えるなど、老朽化が進んでおり、計画的な老朽化対策が求められている。



【将来】

学校施設の長寿命化改修を中心とした老朽化対策が計画的に実施され、子供たちが安全・安心に学校生活を送ることができている。

◆施策の概要

1 安全・安心で質の高い学校施設の整備の推進

担当課（学校施設課/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取り組み

- 公立学校について、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を実施します。【施】
- 安全で快適な教育環境の整備を図るため、学校施設の改修を計画的に進めるとともに、耐震化やバリアフリー化、太陽光発電設備の設置、冷房設備の設置、照明のLED化、トイレの洋式化を進めます。【施】
- 特別な支援を必要とする児童生徒が増加している現状に鑑み、特別支援学校の施設の在り方について検討を進めます。【特】
- 児童生徒の多様性に配慮した教育環境の整備について検討を進めます。【義・高・施】

2 学校における教材等の教育環境の充実

担当課（学校施設課/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取り組み

- 県立学校における授業を円滑に実施するため、必要な教材・設備等を整備します。【施】
- 図書館が情報収集・発信も含めた知的活動全体をサポートする「読書センター・学習センター・情報センター」として、言語活動の充実に資する読書活動が推進されるよう、1人1台端末環境下における図書館の積極的な活用を図ります。【高】（再掲）
- 各学校が策定する学校図書館教育指導計画に基づき、学校の特色に応じた図書の実質を図ります。【義・高】（再掲）
- 学校図書館のデータベース化をさらに推進し、学校図書館相互や公立図書館との連携、交流を行うことで、生徒の情報リテラシーの向上を進めます。【高】（再掲）

3 学校安全の推進

担当課（学校施設課/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/保健体育課
/総合教育センター/私学・科学振興課/子育て政策課）

具体的な取り組み
○ 防災機能の強化を図るため、非構造部材の耐震対策など、学校施設の総合的な耐震化を進めます。【施・私・子政】
○ 学校での安全を確保するため、学校の防犯対策や建物の定期点検、消防設備等の保守点検を行います。【施・義・高・特】
○ 子供たちの登下校時の安全を守るため、交通安全・生活安全（防犯）・災害安全（防災）の3観点から、警察や保護者等との連携を強化し、市町村や学校への支援・指導の拡充を図ります。【保】
○ 子供たちが安心して学校生活を送れるように、地域ボランティアを活用するなど地域社会で学校安全に取り組みます。【保】
○ 学校の立地等の実情を踏まえた防災・危機管理等に関する研修を実施し、児童生徒の安全確保に努めます。【セ】（再掲）
○ 市町村と小中学校との連携・協働を図りながら、危機管理（防災）マニュアル及び避難行動タイムラインの作成・見直し、避難確保計画及び避難の実施など、学校防災体制の構築を推進します。【義】
○ 未知の感染症や大規模災害発生時においても児童生徒の学びを止めないための方策について検討します。【企】

4 私立学校の教育基盤の強化

担当課（私学・科学振興課）

具体的な取り組み
○ 私立学校が、建学の精神に基づき、健全な経営の下で、特色ある教育活動が促進されるよう、私学助成その他の総合的支援を行います。【私】
○ 私立学校の特色ある教育活動や学びの機会を保障するICT環境の整備に必要な支援を行います。【私】
○ 私立高等学校に通学する低所得世帯の生徒の保護者の負担を軽減するため、授業料を減免した学校法人に対し補助を行います。【私】

◆成果指標

指標	2022年度の 現況値	2028年度の 目標値
県立学校(40校)における非構造部材の耐震対策実施学校数	20校	40校

施策の方向性（2）ICT活用のための環境整備

◆施策の目指す姿

【現在】

学校における子供の情報活用能力の育成やICTによる「主体的・対話的で深い学び」の実施の前提となる学校ICT環境の整備を推進している。



【将来】

各学校ではGIGAスクール構想やBYODによる1人1台端末環境、コンピュータ教室などにおけるICT機器について、時代に合った整備・更新が着実に行われている。誰もが教育の機会にアクセスできる環境が整い、個に応じた指導の実施など、児童生徒の可能性を伸ばす質の高い学びを実現する環境が整っている。

◆施策の概要

1 学校のICT 環境整備の充実

担当課（教育企画室/学校施設課/義務教育課/高校教育課
/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター）

具体的な取り組み

- 児童生徒の情報活用能力など学習の基盤となる資質・能力の育成やICTを日常的に活用した学びを推進するため、学校のICT 環境の整備・更新を着実に実施します。【企・施・高・特】
- 県立学校における個人所有の端末を活用するBYOD（Bring Your Own Device）の導入を推進します。【企・セ】
- 令和6年度以降のGIGAスクール構想における1人1台端末更新にあたり、共同調達に係る会議体を設置し、円滑な更新事務を進めながら、1人1台端末の日常的な利活用への指導を行います。【企・義】（再掲）

第6章 計画の進行管理

1 進捗状況の点検及び計画の見直し

- 本計画に基づく施策を迅速かつ確実に推し進めるためには、掲げた施策の進捗状況を点検し、その状況に応じた取り組みの見直しを行う必要があります。
- 毎年度、定期的な点検・評価を行いP D C Aサイクルによる進行管理を行います。
- 指標については、目標の達成状況に係る全ての要因を評価することは困難であること、数値の達成が自己目的化し、本来の目指すべき状況との乖離を避ける必要があることを踏まえ、指標の推移に加え、関連情報も含めた多角的な評価を進めます。また、取り組みの過程において、さらにそれを伸ばす前向きな評価を行い、施策の実施に反映させます。
- 本計画は今後5年間に取り組むべき施策の基本的方向を示すものであることから、特段の事由がある場合を除き、策定から5年後を目途に見直し、新たな計画を策定するものとします。

2 目標となる指標一覧

◆基本目標Ⅰ 未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進

基本方針1 子供主体の授業への教育観の転換

番号	指標	2022年度の現況値	2028年度の目標値
1	全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、課題解決に向けて自分から取り組んでいると肯定的に回答した児童生徒の割合	小中 81.6%	小中 90.0%

基本方針2 成長の基盤となる資質・能力の育成

番号	指標	2022年度の現況値	2028年度の目標値
2	全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、学ぶ意欲に関する項目について肯定的に回答をした児童生徒の割合	小中 61.5%	小中 70.0%
3	全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、道徳に関する設問について肯定的に回答をした児童生徒の割合	小中 50.0%	小中 70.0%
4	やまなし少年海洋道中の参加者のうち、参加前と比較して、皆と協力し、人の役に立ちたいという意欲が高まった割合	—	100%
5	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における朝食を「食べない日が多い」「食べない」児童生徒の割合（小5・中2）	小男子 2.6% 小女子 1.8% 中男子 4.3% 中女子 5.0%	小男子 1.9% 小女子 1.4% 中男子 3.7% 中女子 4.5%

6	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における授業以外でほとんど毎日（週 420 分以上）、運動やスポーツを実施している児童（小5）の割合	男子 54.1% 女子 34.0%	男子 55.6% 女子 36.0%
7	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における生徒の体力合計点の平均点（中2）	男子 42.1 点 女子 47.8 点	男子 43.3 点 女子 51.3 点
8	幼保小の円滑な接続を図るため、「幼保小の架け橋プログラム」に基づくスタートカリキュラムの編成、実施、評価、改善を行っている小学校の割合	—	95.0%

基本方針3 ふるさとに誇りを持ち、地域や世界で活躍する人材の育成

番号	指標	2022年度 の現況値	2028年度 の目標値
9	郷土学習コンクール参加者へのアンケートにおいて、これからもふるさと山梨について調べることに対して意欲を持っていると回答した児童生徒の割合	—	80.0%
10	中学校卒業段階で CEFR A1 レベル相当以上を達成した生徒の割合	41.1%	50.0%
11	高等学校卒業段階で CEFR A2 レベル相当以上を達成した生徒の割合	48.5%	60.0%
12	キャリア・パスポートの利活用に関する調査においてキャリア・パスポート等を「活用している」学校の割合	小 78.9% 中 70.9% 高 77.8% 特 92.3%	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%
13	県立特別支援学校高等部卒業生のうち就職を希望する生徒の卒業時の就職率	100%	100%
14	「科学の甲子園ジュニア」参加者へのアンケートにおいて、科学に対する興味・関心が高まったと回答した児童生徒の割合	—	100%
15	甲府工業高校専攻科卒業生の県内企業への就職率	100%	100%
16	産業技術短期大学校、峡南高等技術専門校、山梨大学、ポリテクセンター山梨等での技術研修を受けた工業系高校生の割合	10.7%	23.0%
17	未来のトップアスリートを発掘・育成した数（R4～R10 累計）	20 人	140 人

◆基本目標Ⅱ 誰もが可能性を伸ばせる教育の推進

基本方針1 きめ細かな質の高い少人数教育の推進

番号	指 標	2022年度 の現況値	2028年度 の目標値
18	少人数教育の質問紙調査において、自分の考えをいつも発表していると回答した児童の割合	44.7%	50.0%

基本方針2 多様な教育ニーズへの対応

番号	指 標	2022年度 の現況値	2028年度 の目標値
19	民間と連携した生活困窮世帯の子供への学習支援を利用する子供の数	70人	160人
20	「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」における学校内外の機関で相談・支援を受けている不登校児童生徒の割合	小中 66.5% 高 60.0%	小中 100% 高 100%
21	小・中・高等学校において通級による指導を受けている児童生徒数	1,226人	1,350人

基本方針3 人生100年時代を見据えた生涯学習の充実

番号	指 標	2022年度 の現況値	2028年度 の目標値
22	山梨県障害者文化展への出展作品数	1,041点	1,220点
23	生涯学習推進センター講座の受講者アンケートにおいて、学んだことを今後の地域などの活動に生かせると肯定的に回答した受講者の割合	—	90.0%
24	学習状況提供件数（まなびネットワークシステムでの提供件数）	1,030件	1,500件
25	県民文化祭における部門別フェスティバルへの出演・出品者数	2,885人	6,440人
26	やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ利用者数（R5～R8累計）	—	2,000人
27	やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ利用者満足度（R5～R8平均）	—	80.0%

※26、27は、2026年度の目標値。2027年度以降の目標値は、県総合計画に準じて設定する予定です。

基本方針4 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域教育力向上

番号	指標	2022年度の現況値	2028年度の目標値
28	コミュニティ・スクールを導入した小・中学校の割合	31.9%	80.0%
29	コミュニティ・スクールを導入した県立学校の割合	10.8%	100%
30	地域学校協働活動推進員等が配置されている学校の割合（小・中・県立学校）	4.6%	60.0%

基本方針5 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

番号	指標	2022年度の現況値	2028年度の目標値
31	地域学校協働活動推進員等が配置されている学校の割合（小・中・県立学校）（再掲）	4.6%	60.0%

◆基本目標Ⅲ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

基本方針1 教育DXの推進とデジタル社会を担う人材の育成

番号	指標	2022年度の現況値	2028年度の目標値
32	全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、学校の授業時間以外に平日1日当たり30分以上勉強のためにPC・タブレットなどのICT機器を活用すると回答した児童生徒の割合	44.7%	100%
33	全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、児童生徒に1人1台端末の持ち帰りを毎日させていると回答した小・中学校の割合	10.3%	80.0%
34	「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合	小 78.2% 中 78.4% 高 81.3% 特 80.8%	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%
35	「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力を持つ教員の割合	小 86.9% 中 85.7% 高 91.1% 特 92.7%	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%

◆基本目標Ⅳ 学校を取り巻く教育環境の整備

基本方針1 子供と向き合う時間の確保に向けた取り組みの推進

番号	指 標	2022年度 の現況値	2028年度 の目標値
36	月あたり正規の勤務時間を80時間以上超過する教育職員の割合（年平均）	6.9%	0%
37	「きずなの日」と「定時退校日」をそれぞれ年20回以上、実施している学校の割合	小中 75.4% 高特 74.6%	小中 100% 高特 100%
38	平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動の顧問の割合（中学校）	平日 91.1% 土日 97.2%	平日 100% 土日 100%
39	平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動の顧問の割合（高校）	平日 83.8% 土日 86.7%	平日 100% 土日 100%
40	総合教育センターの研修会受講者アンケートの回答のうち、「資質・能力の向上につながった」と回答した者の割合	—	97.0%
41	小・中・高等学校の全教員のうち、特別支援教育に関連した研修会及び講習会を受けた割合	小 92.3% 中 78.7% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%
42	県立学校(40校)における非構造部材の耐震対策実施学校数	20校	40校

資料

1 「山梨県教育振興基本計画」検討有識者会議の開催状況

回数	開催日	審議内容
第1回	令和5年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○スケジュールについて ○計画策定にあたっての基本的な考え方及び構成・計画の位置付けについて ○「教育を取り巻く社会の状況」について
第2回	令和5年6月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○教育を取り巻く社会の状況について ○これからの教育に求められること・山梨県教育の目指す方向性について ○山梨県教育のこれまでの取り組みについて
第3回	令和5年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性について ○山梨県教育の目指す方向について ○施策の具体的方向について
第4回	令和5年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○山梨県教育振興基本計画（素案）について ○施策の具体的方向について ○計画の進行管理について
第5回	令和5年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○山梨県教育振興基本計画（素案）について

2 「山梨県教育振興基本計画」検討有識者会議委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職	備 考
上田 真司	山梨県公立小中学校長会会長	
加藤 重義	山梨県社会教育委員連絡協議会会長	
窪田 嘉代子	山梨県保育協議会副会長	
窪田 新治	山梨県市町村教育委員会連合会会長	
栗原 早苗	(社福) さかき会総合施設長	
河野 道子	山梨県高等学校PTA連合会副会長	
小林 智	山梨県高等学校長協会会長	
小林 美香	(一社)ウーマンズ・スポーツプロモーション・サポート理事長 山梨県スポーツ推進審議会委員	
斉木 邦彦	山梨予備校校長 元山梨県教育委員会教育長	会長
佐々木 啓二	(株) ササキ代表取締役社長	
清水 好美	山梨県PTA協議会会長	
長谷川 千秋	山梨大学教育学部附属教育実践総合センター長	副会長
日向 直也	(NPO 法人) フリースクール・オンリーワン理事長 (学) 上田煌桜学園さくら国際高等学校大月キャンパスキャンパス長	
古屋 義博	山梨大学大学院総合研究部教育学域教授	
三井 貴子	(公社) 山梨県私学教育振興会理事	
守屋 喜彦	山梨県文化協会連合会副会長	
八代 一浩	山梨県立大学副学長 (NPO 法人) 山梨情報通信研究所副理事長	

(五十音順、敬称略)

山梨県教育大綱

2024（令和6）年3月 山梨県

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県 県民生活部 私学・科学振興課

電話 055-223-1312

私学・科学振興課ホームページ

<http://www.pref.yamanashi.jp/shigaku-kgk/index.html>

(山梨県教育振興基本計画)

2024（令和6）年3月 山梨県教育委員会

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県 教育庁総務課教育企画室

電話 055-223-1750

山梨県教育委員会ホームページ

<http://www.pref.yamanashi.jp/kyouiku/top.html>